

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年7月8日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4720
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田グローバルバランスオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

明治安田グローバルバランスオープン（以下「当ファンド」ということがあります。）

愛称として「五穀豊穰」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付ははありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合わせください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(6)【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。

いずれのコースでも販売会社が定めるお申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。

(7)【申込期間】

平成28年7月9日から平成29年1月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9)【払込期日】

申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

4月10日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田グローバルバランスオープンは、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

また、内外の株式・公社債ならびに短期金融資産に直接投資することがあります。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

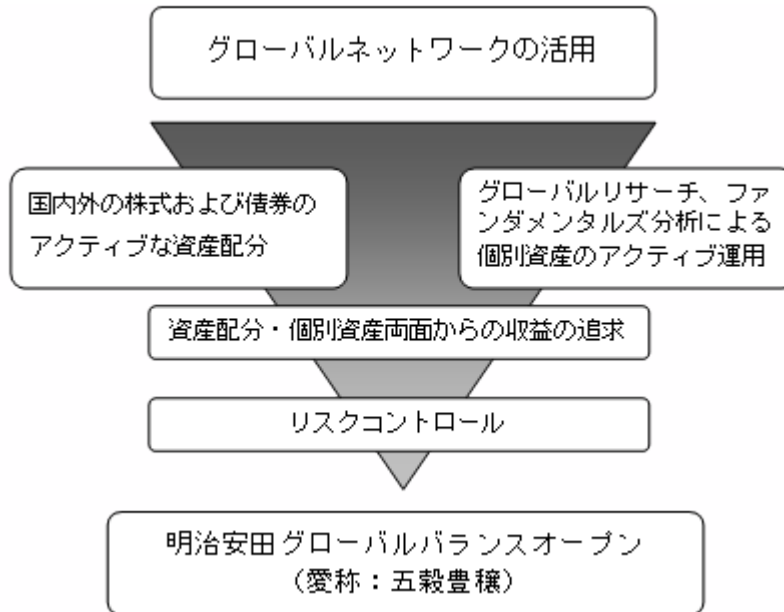
当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」（以下「各マザーファンド」といいます）の各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な超過収益の獲得を目指します。また、内外の株式、公社債ならびに短期金融資産に直接投資する事があります。



リサーチの特色

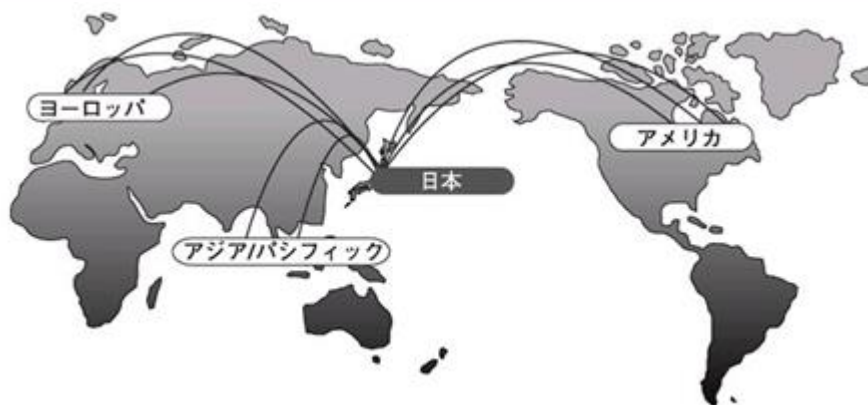
1. リサーチの視点

- ・ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により、株式・債券で市場を上回る収益獲得を目指します。経済・企業活動のグローバル化により世界の市場の統合度は高まりつつあり、グローバルな視点に基づくリサーチ・運用を重視しています。
- ・株式運用においては、国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティー（経営内容の質、財務体質等）の高い銘柄に投資します。
- ・債券運用においては、為替や金利の水準・期間構造の変化を生み出す中期的なマクロ経済トレンドの分析・予測に重点を置き、アクティブな国別配分、通貨配分、デュレーションの変更により付加価値の追求を行います。

2. リサーチの体制

<グローバルリサーチ>

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア/パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのネットワークを活用します。

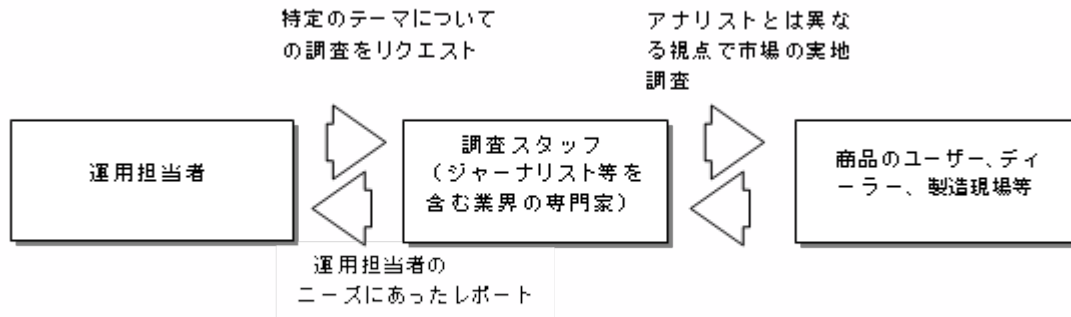


<グラスルーツリサーチ>

グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

（グラスルーツリサーチのイメージ）



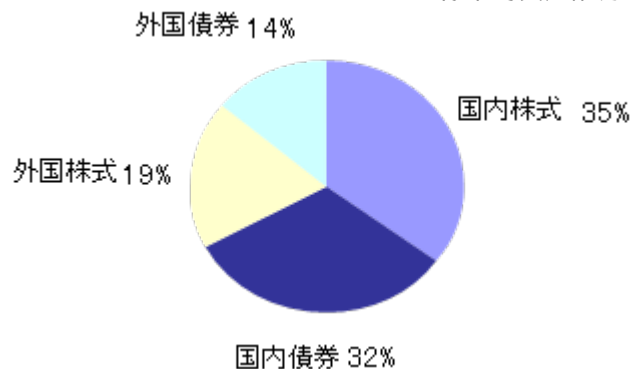
※ グラスルーツリサーチは、通常のファンダメンタルズリサーチの補完的な位置付けであり、組入れる銘柄すべてについて行うわけではありません。

各マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。

<資産配分戦略の特徴>

- ・国内外の株式および債券を投資対象とした分散投資を行います。各アセット・クラス間でアクティブに資産配分を行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。
 - ・当社のグローバル バランス運用は、3段階で付加価値を追求します。
1. 日本株式、日本債券、外国株式、外国債券の各アセット・クラスの間で、リスクをコントロールしつつアクティブに配分を決定します。
 2. 株式運用プロセスは個別銘柄選択を重視し、国別・セクター別アロケーションはリスクコントロールとして位置づけます。
 3. 債券運用プロセスは、リスクをコントロールしつつ、ベンチマークに対する通貨・デュレーション・イールド カーブ ポジショニングを重視します。
- ・資産配分戦略（アセット・アロケーション）の決定
アセット・アロケーションは、資産別各運用チームから提供される情報をもとに毎月投資政策委員会で協議され、決定されます。（相場急変時には臨時にアセット・アロケーションの変更を検討し、必要に応じて見直しを行います。）

<アセット・アロケーション> 標準的資産配分イメージ



(単位：%)

資産	標準的 資産配分比率	変動範囲
国内株式（明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド）	35	± 15
国内債券（明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド）	32	± 15
外国株式（明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド）	19	± 10
外国債券（明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド）	14	± 10

標準的資産配分比率および変動範囲は、あくまでも資料作成時点において想定しているものであり、今後の経済・金融情勢動向により予告なく見直す場合があります。

TOPIX（東証株価指数）、NOMURA - BPI総合、MSCI - KOKUSAI（円換算値）、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所 市場第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利及びTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI - KOKUSAIは、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI - KOKUSAIに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数(配当込み、ヘッジなし)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

シティ世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

(2)【ファンドの沿革】

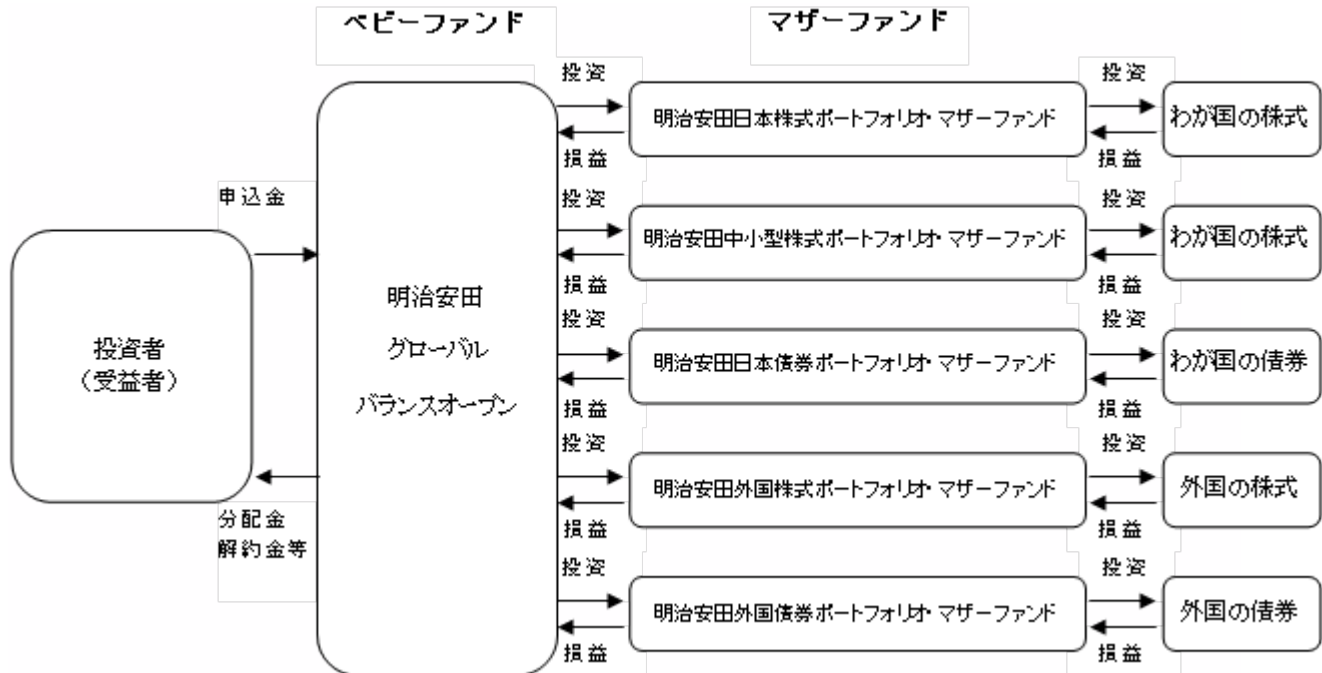
- 平成13年 4月11日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
- 平成21年 4月 1日 ファンドの名称を「明治ドレスナー・グローバルバランスオープン」から「MDAMグローバルバランスオープン」に変更
- 平成22年10月 1日 ファンドの名称を「MDAMグローバルバランスオープン」から「明治安田グローバルバランスオープン」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

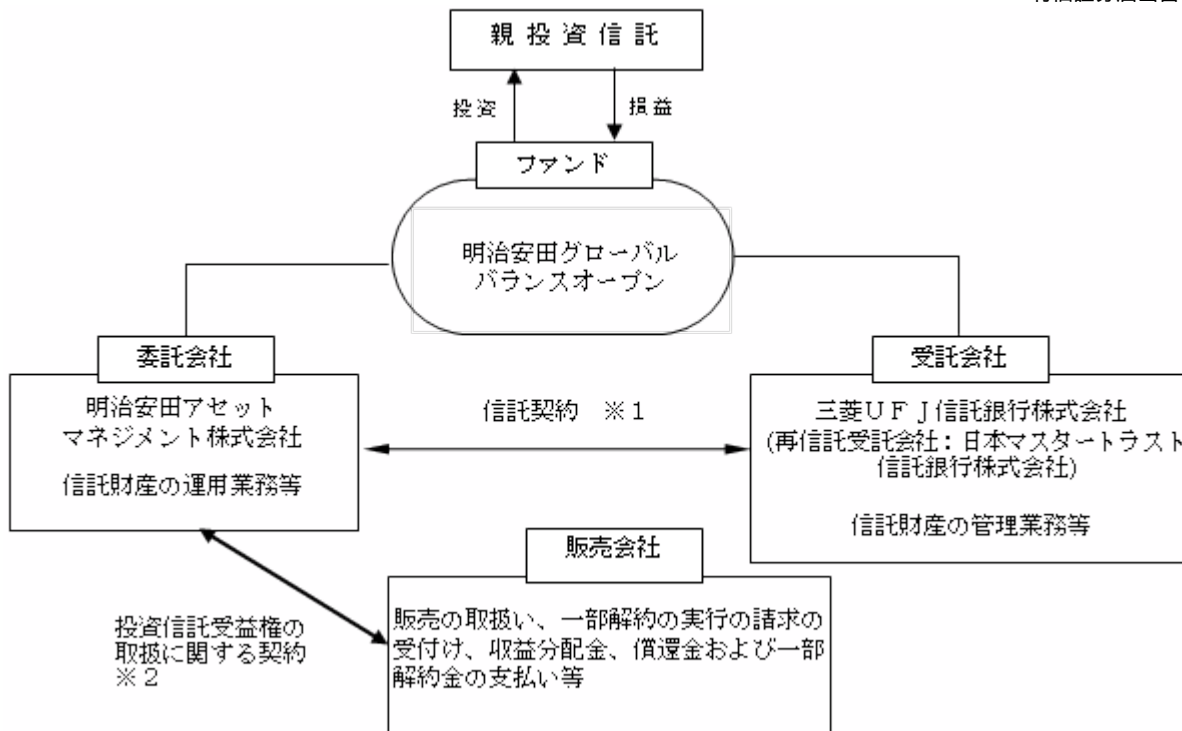
「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。(受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年 2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年 7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年 4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(A) 運用方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

(B) 運用の形態等

各マザーファンドを通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券に分散投資し、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指すアクティブ運用を行います。

(C) 投資態度

主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な超過収益の獲得を目指します。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。

TOPIX（東証株価指数）、NOMURA - BPI総合、MSCI - KOKUSAI（円換算値）、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いませんが、市況動向等によっては一部為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) 親投資信託の概要

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50前後を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツ リサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

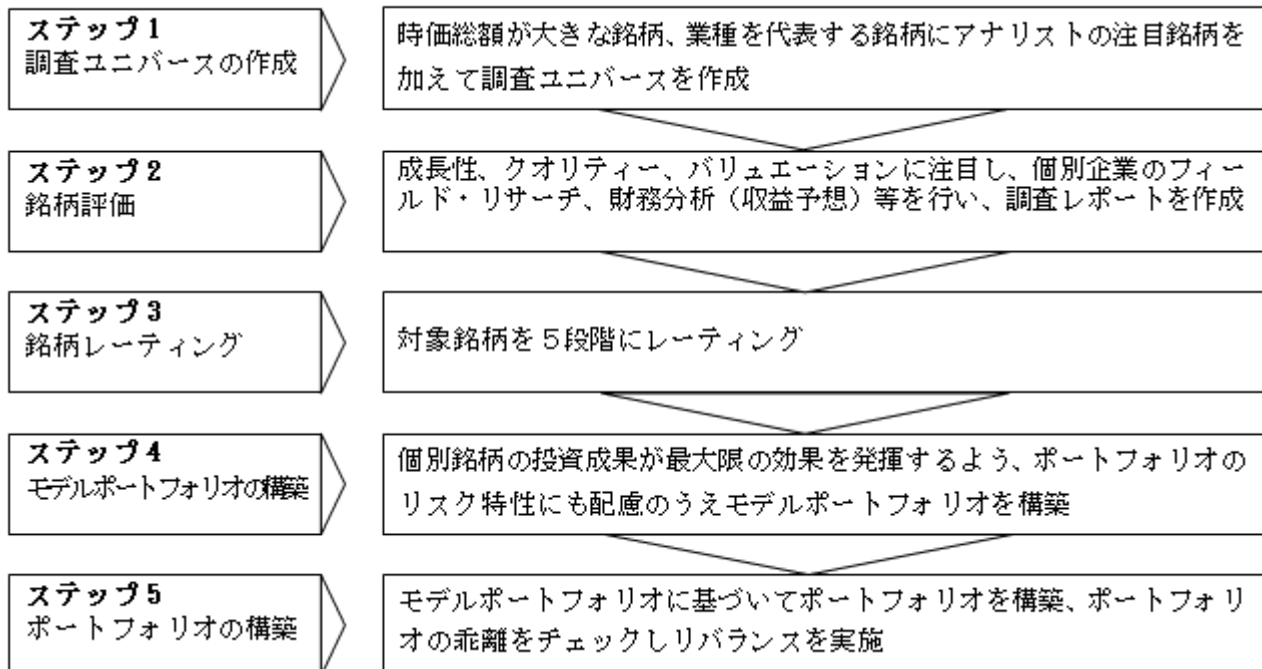
スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田中小型株式マザーファンド」を通しての国内株式運用の特色

- ・ TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ・ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

運用プロセスの概要



「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

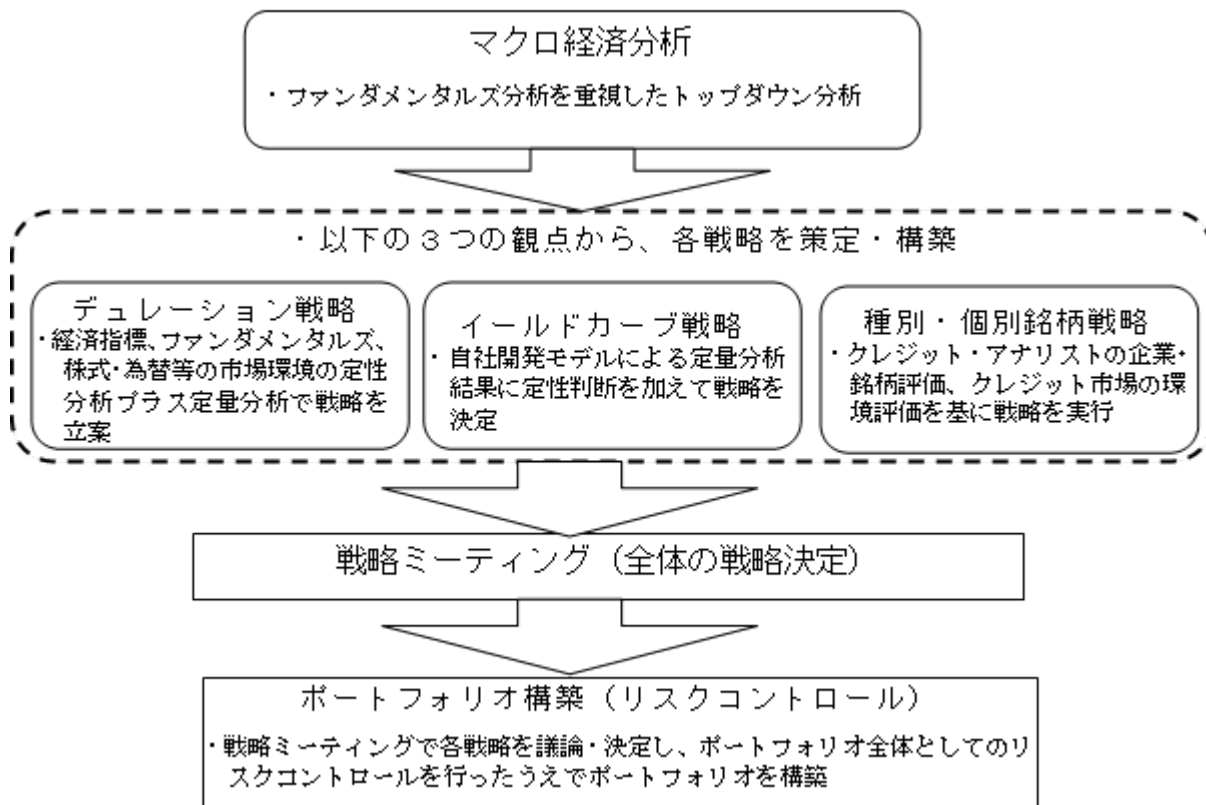
(2) 投資態度

「NOMURA - BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります（以下同じ）。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引を約款所定の範囲で行います。

「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

MSCI-KOKUSAIに採用されている国（構成国についてはMSCIの定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

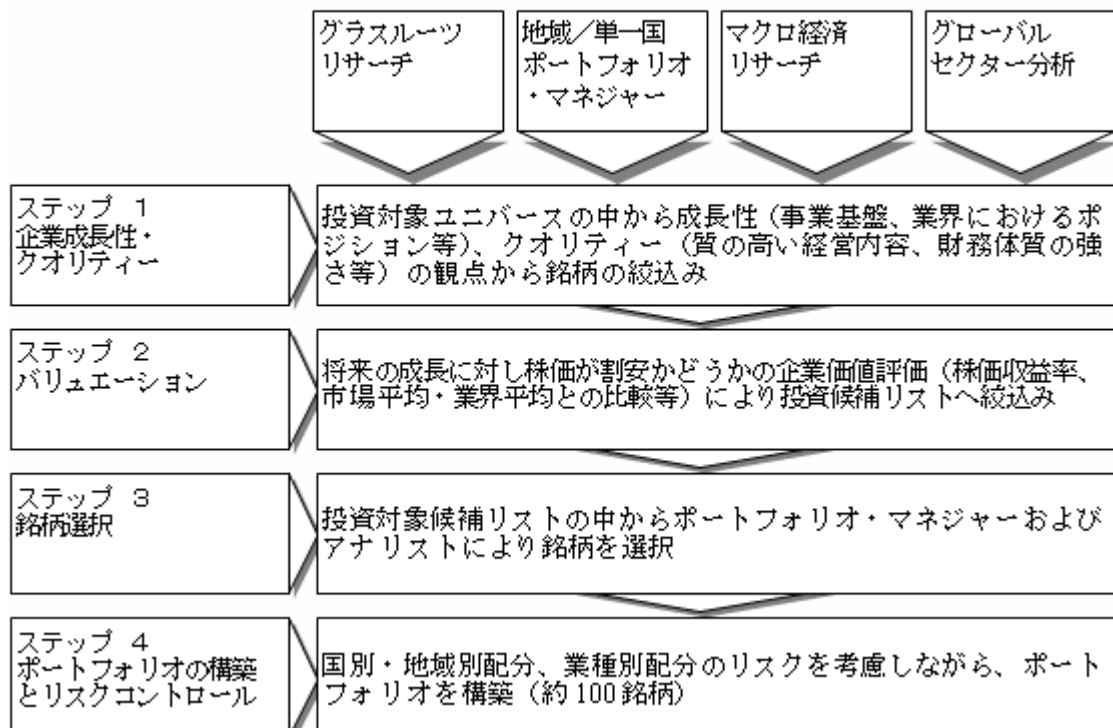
国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

)成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。

)将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。

)投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

運用プロセスの概要



国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

a. 成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。

b. 将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。

c. 投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバルリサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツリサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

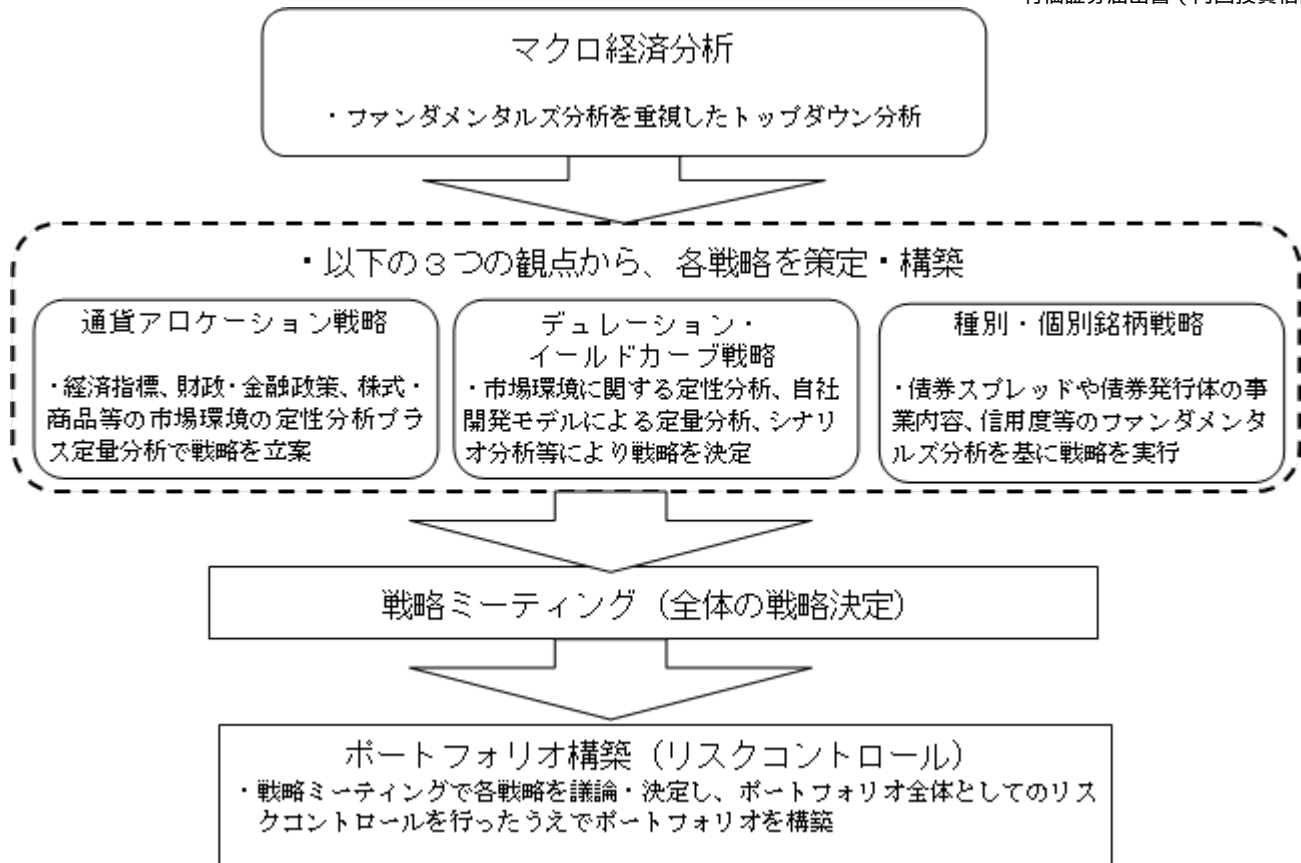
シティ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

なお、ファンドは、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

上記各マザーファンドにおいて、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国の者が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「 1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

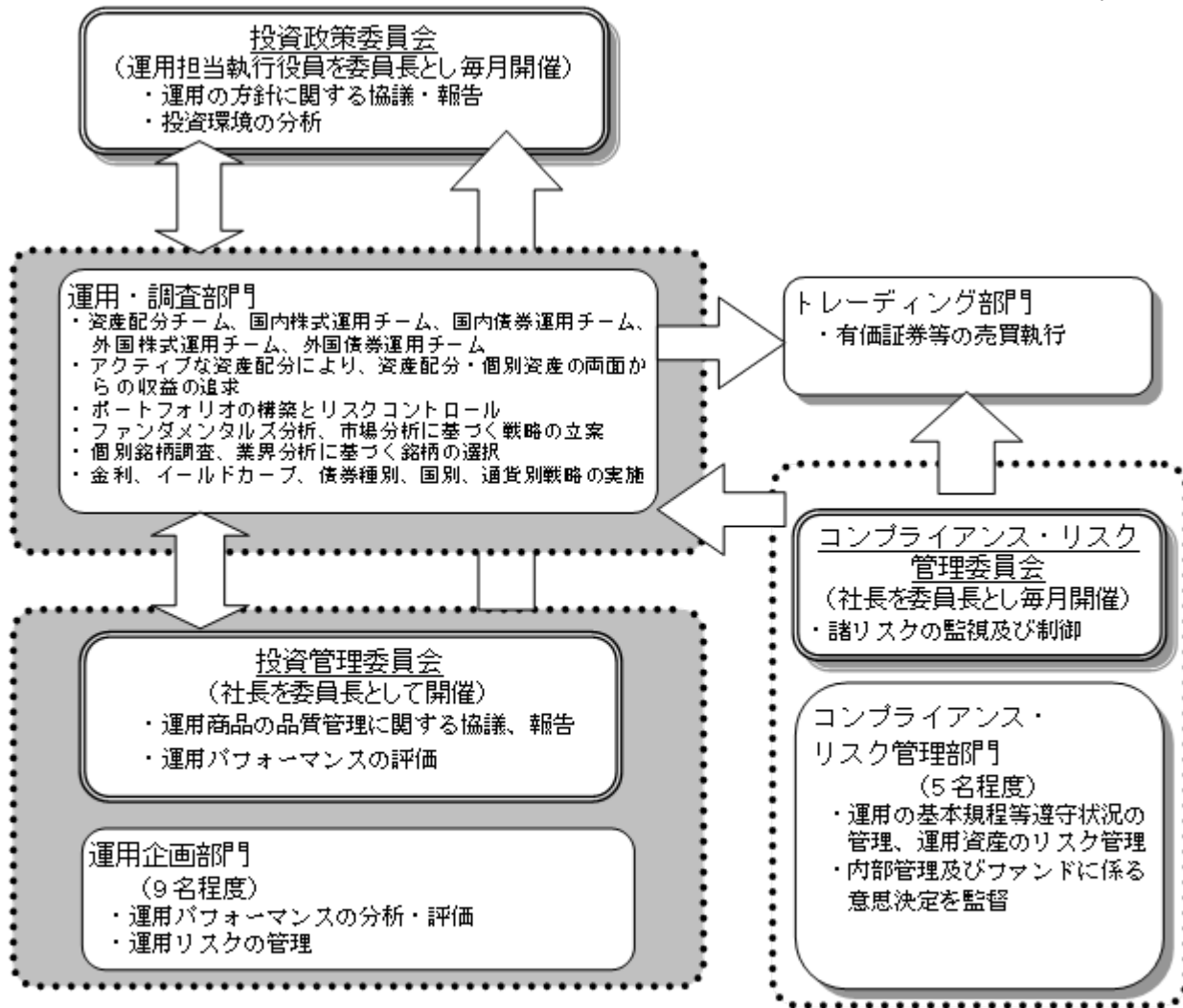
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎年1回(4月10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(5)【投資制限】

<投資信託約款に基づく投資制限>

株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（以下「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等の投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

投資信託証券の投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけ

これらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の および の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記 および に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法律等で規制される投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

明治安田グローバルバランスオープンは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式や債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他のリスク・留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなる場合があります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

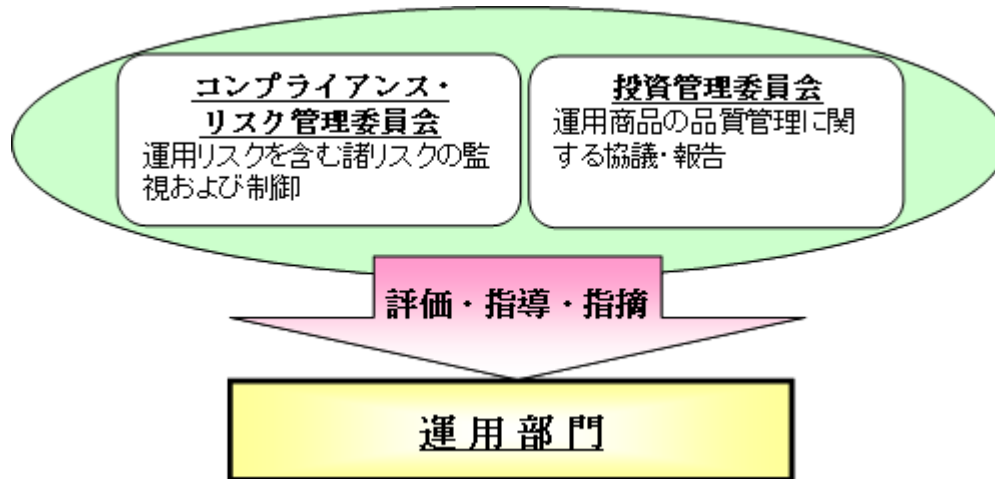
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

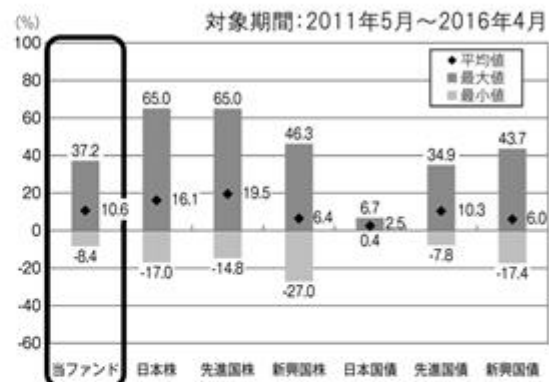
(3)参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

< 代表的資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティ世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC(JPモルガン)が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.62%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

（配分）	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.7776% (税抜0.72%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.756% (税抜0.7%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0864% (税抜0.08%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	1.62% (税抜1.5%)	運用管理費用（信託報酬） = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に純資産総額に対し年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産中より支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能とな

ります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加されております。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

2) 個別元本方式について

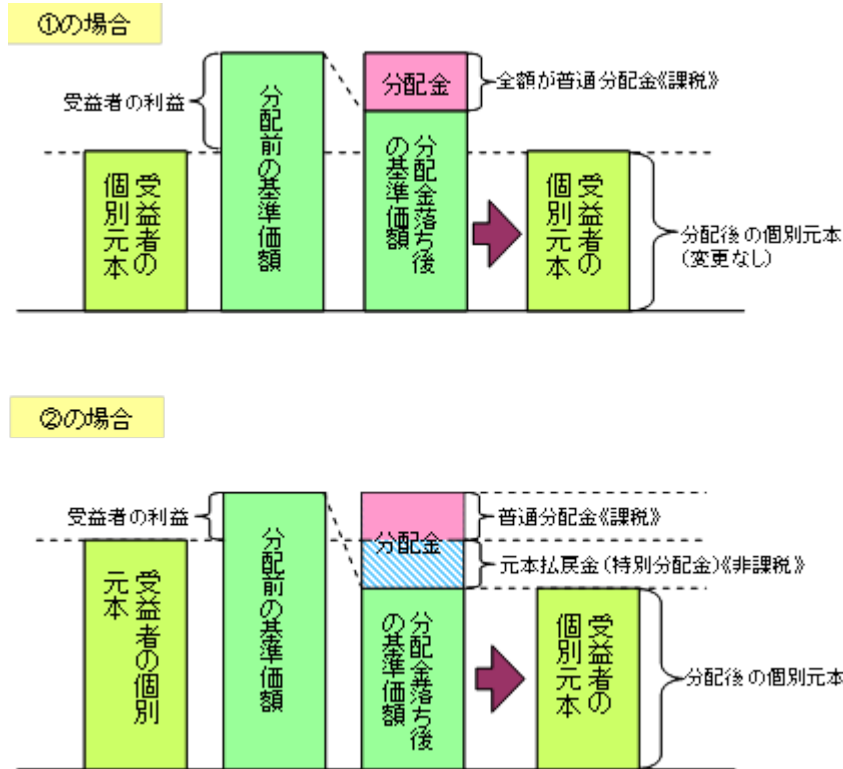
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3) 収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本となります。



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成28年4月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	223,230,530	99.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		940,522	0.42
合計(純資産総額)		224,171,052	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・ マザーファンド	68,850,456	0.9707	66,833,930	1.0229	70,427,131	31.42
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・ マザーファンド	49,066,932	1.4094	69,158,202	1.4111	69,238,347	30.89
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・ マザーファンド	24,984,929	1.6856	42,117,036	1.7657	44,115,889	19.68
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・ マザーファンド	14,904,266	2.1609	32,208,112	2.1685	32,319,900	14.42
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・ マザーファンド	3,853,031	1.8400	7,089,578	1.8503	7,129,263	3.18

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.58
合計	99.58

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6期計算期間末（平成19年 4月10日）	591,813,621	618,742,383	10,989	11,489
第7期計算期間末（平成20年 4月10日）	519,094,821	519,094,821	9,183	9,183
第8期計算期間末（平成21年 4月10日）	415,624,183	415,624,183	7,093	7,093
第9期計算期間末（平成22年 4月12日）	480,689,580	480,689,580	8,207	8,207
第10期計算期間末（平成23年 4月11日）	417,865,766	417,865,766	7,876	7,876
第11期計算期間末（平成24年 4月10日）	373,468,632	373,468,632	7,749	7,749
第12期計算期間末（平成25年 4月10日）	395,032,025	395,032,025	9,637	9,637
第13期計算期間末（平成26年 4月10日）	303,204,856	303,204,856	10,353	10,353
第14期計算期間末（平成27年 4月10日）	265,344,695	268,567,649	12,349	12,499
第15期計算期間末（平成28年 4月11日）	219,419,060	219,419,060	11,318	11,318
平成27年 4月末日	263,352,625		12,355	
5月末日	265,302,920		12,748	
6月末日	254,098,885		12,559	
7月末日	253,648,870		12,771	
8月末日	243,076,123		12,202	
9月末日	233,940,762		11,717	
10月末日	246,193,939		12,384	
11月末日	248,483,396		12,519	
12月末日	238,904,172		12,331	
平成28年 1月末日	229,097,965		11,810	
2月末日	217,998,353		11,213	
3月末日	226,675,950		11,681	
4月末日	224,171,052		11,648	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第6期計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	500
第7期計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	0
第8期計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	0
第9期計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	0
第10期計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	0
第11期計算期間	平成23年 4月12日～平成24年 4月10日	0
第12期計算期間	平成24年 4月11日～平成25年 4月10日	0
第13期計算期間	平成25年 4月11日～平成26年 4月10日	0
第14期計算期間	平成26年 4月11日～平成27年 4月10日	150
第15期計算期間	平成27年 4月11日～平成28年 4月11日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第6期計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	5.14
第7期計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	16.43
第8期計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	22.76
第9期計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	15.71
第10期計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	4.03
第11期計算期間	平成23年 4月12日～平成24年 4月10日	1.61
第12期計算期間	平成24年 4月11日～平成25年 4月10日	24.36
第13期計算期間	平成25年 4月11日～平成26年 4月10日	7.43
第14期計算期間	平成26年 4月11日～平成27年 4月10日	20.73
第15期計算期間	平成27年 4月11日～平成28年 4月11日	8.35

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	170,098,684	105,804,757
第7期計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	134,827,605	108,097,779
第8期計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	103,844,065	83,204,837
第9期計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	70,992,859	71,209,433
第10期計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	48,247,152	103,423,476
第11期計算期間	平成23年 4月12日～平成24年 4月10日	35,861,832	84,453,722
第12期計算期間	平成24年 4月11日～平成25年 4月10日	27,542,524	99,599,539
第13期計算期間	平成25年 4月11日～平成26年 4月10日	15,608,750	132,646,456
第14期計算期間	平成26年 4月11日～平成27年 4月10日	11,392,531	89,393,701
第15期計算期間	平成27年 4月11日～平成28年 4月11日	11,675,081	32,668,351

(参考)

. 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,183,679,700	98.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		64,164,298	1.51
合計(純資産総額)		4,247,843,998	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	113,800	1,762.00	200,515,600	1,851.00	210,643,800	4.96
2	日本	株式	大成建設	建設業	278,000	769.00	213,782,000	748.00	207,944,000	4.90
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	39,000	4,939.00	192,621,000	4,864.00	189,696,000	4.47
4	日本	株式	アイフル	その他金融業	469,900	385.00	180,911,500	385.00	180,911,500	4.26
5	日本	株式	ダイキン工業	機械	20,300	8,568.00	173,930,400	8,884.00	180,345,200	4.25
6	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	28,000	6,510.00	182,280,000	6,340.00	177,520,000	4.18
7	日本	株式	ソニー	電気機器	63,300	2,736.00	173,188,800	2,778.00	175,847,400	4.14
8	日本	株式	しまむら	小売業	11,600	13,930.00	161,588,000	14,830.00	172,028,000	4.05
9	日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	44,000	3,580.00	157,520,000	3,805.00	167,420,000	3.94
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	80,700	1,892.00	152,684,400	1,863.00	150,344,100	3.54
11	日本	株式	花王	化学	24,400	5,677.00	138,518,800	6,116.00	149,230,400	3.51
12	日本	株式	東京海上 ホールディングス	保険業	39,700	3,539.00	140,498,300	3,689.00	146,453,300	3.45
13	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	65,300	1,943.00	126,877,900	2,160.00	141,048,000	3.32
14	日本	株式	ニコン	精密機器	85,000	1,724.00	146,540,000	1,611.00	136,935,000	3.22
15	日本	株式	日立製作所	電気機器	265,000	501.70	132,950,500	515.60	136,634,000	3.22
16	日本	株式	オリンパス	精密機器	30,600	4,120.00	126,072,000	4,345.00	132,957,000	3.13
17	日本	株式	大塚ホールディング ス	医薬品	28,500	4,350.00	123,975,000	4,296.00	122,436,000	2.88
18	日本	株式	カネカ	化学	130,000	935.00	121,550,000	932.00	121,160,000	2.85
19	日本	株式	S M C	機械	4,300	26,185.00	112,595,500	27,345.00	117,583,500	2.77
20	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	22,100	5,256.00	116,157,600	5,262.00	116,290,200	2.74
21	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	23,100	4,588.00	105,982,800	4,530.00	104,643,000	2.46
22	日本	株式	ヒューリック	不動産業	85,700	1,030.00	88,271,000	1,100.00	94,270,000	2.22
23	日本	株式	日本電産	電気機器	10,200	7,091.00	72,328,200	8,185.00	83,487,000	1.97
24	日本	株式	オリックス	その他金融業	52,200	1,556.00	81,223,200	1,586.50	82,815,300	1.95
25	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	8,200	9,714.00	79,654,800	9,824.00	80,556,800	1.90

26	日本	株式	東北電力	電気・ガス業	56,900	1,357.00	77,213,300	1,408.00	80,115,200	1.89
27	日本	株式	スタンレー電気	電気機器	34,200	2,297.00	78,557,400	2,292.00	78,386,400	1.85
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	16,900	4,682.00	79,125,800	4,543.00	76,776,700	1.81
29	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	59,400	1,143.50	67,923,900	1,195.50	71,012,700	1.67
30	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	42,200	1,041.00	43,930,200	1,148.00	48,445,600	1.14

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4.90
		食料品	2.46
		化学	6.89
		医薬品	6.12
		石油・石炭製品	1.14
		ガラス・土石製品	3.94
		鉄鋼	0.48
		非鉄金属	0.47
		機械	7.01
		電気機器	11.62
		輸送用機器	6.63
		精密機器	6.35
		その他製品	0.89
		電気・ガス業	1.89
		陸運業	1.90
		情報・通信業	4.47
		卸売業	3.54
		小売業	6.38
		銀行業	4.41
		保険業	3.45
その他金融業	6.21		
不動産業	2.22		
サービス業	5.13		
合計			98.49

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

. 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,044,834,300	96.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		33,797,420	3.13
合計(純資産総額)		1,078,631,720	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ジェイエイシー リクルートメント	サービス業	39,000	1,427.69	55,679,951	1,362.00	53,118,000	4.92
2	日本	株式	朝日インテック	精密機器	8,000	5,373.34	42,986,779	5,310.00	42,480,000	3.94
3	日本	株式	アリアケジャパン	食料品	6,700	6,226.56	41,717,977	6,100.00	40,870,000	3.79
4	日本	株式	タカラレーベン	不動産業	47,800	610.22	29,168,621	712.00	34,033,600	3.16
5	日本	株式	三菱鉛筆	その他製品	6,300	5,056.93	31,858,703	5,290.00	33,327,000	3.09
6	日本	株式	アウトソーシング	サービス業	8,600	3,916.14	33,678,847	3,610.00	31,046,000	2.88
7	日本	株式	前田建設工業	建設業	37,000	896.17	33,158,400	835.00	30,895,000	2.86
8	日本	株式	セリア	小売業	4,800	6,679.80	32,063,083	6,330.00	30,384,000	2.82
9	日本	株式	東祥	サービス業	7,400	4,356.18	32,235,805	3,985.00	29,489,000	2.73
10	日本	株式	サッポロホールディングス	食料品	46,000	582.28	26,784,973	589.00	27,094,000	2.51
11	日本	株式	竹内製作所	機械	15,900	1,620.69	25,769,049	1,696.00	26,966,400	2.50
12	日本	株式	サンエー	小売業	4,800	5,258.26	25,239,686	5,070.00	24,336,000	2.26
13	日本	株式	ミルボン	化学	5,000	4,678.60	23,393,039	4,785.00	23,925,000	2.22
14	日本	株式	アニコムホールディングス	保険業	8,600	2,852.12	24,528,257	2,635.00	22,661,000	2.10
15	日本	株式	シークス	卸売業	6,800	3,256.77	22,146,071	3,275.00	22,270,000	2.06
16	日本	株式	ホシザキ電機	機械	2,400	9,350.00	22,440,000	9,270.00	22,248,000	2.06
17	日本	株式	小森コーポレーション	機械	16,400	1,237.15	20,289,354	1,308.00	21,451,200	1.99
18	日本	株式	住友精化	化学	39,000	540.84	21,092,926	530.00	20,670,000	1.92
19	日本	株式	東洋建設	建設業	41,200	506.65	20,874,059	470.00	19,364,000	1.80
20	日本	株式	E P Sホールディングス	サービス業	13,800	1,319.84	18,213,892	1,384.00	19,099,200	1.77
21	日本	株式	クスリのアオキ	小売業	3,200	6,009.36	19,229,968	5,850.00	18,720,000	1.74
22	日本	株式	サックスパー ホールディングス	小売業	13,400	1,436.78	19,252,880	1,397.00	18,719,800	1.74
23	日本	株式	ガリバーインターナショナル	卸売業	17,200	1,162.82	20,000,606	1,087.00	18,696,400	1.73
24	日本	株式	前田工織	その他製品	15,600	1,221.04	19,048,262	1,159.00	18,080,400	1.68
25	日本	株式	ショーボンド ホールディングス	建設業	3,700	4,956.42	18,338,780	4,720.00	17,464,000	1.62

26	日本	株式	ニチアス	ガラス・土石製品	24,000	708.00	16,992,000	712.00	17,088,000	1.58
27	日本	株式	エイチ・ツー・オー リテイリング	小売業	9,200	1,814.65	16,694,802	1,821.00	16,753,200	1.55
28	日本	株式	カカコム	サービス業	8,400	2,088.16	17,540,576	1,993.00	16,741,200	1.55
29	日本	株式	静岡ガス	電気・ガス業	21,400	767.77	16,430,460	747.00	15,985,800	1.48
30	日本	株式	大気社	建設業	6,300	2,646.75	16,674,541	2,528.00	15,926,400	1.48

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	8.87
		食料品	6.30
		化学	4.13
		医薬品	3.64
		ガラス・土石製品	2.92
		鉄鋼	2.75
		機械	9.37
		電気機器	2.54
		輸送用機器	1.08
		精密機器	3.94
		その他製品	6.07
		電気・ガス業	6.66
		情報・通信業	0.94
		卸売業	3.80
		小売業	10.10
		証券、商品先物取引業	1.19
		保険業	2.10
		その他金融業	1.31
		不動産業	3.16
		サービス業	15.99
合計			96.87

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	7,968,455,270	47.35
	メキシコ	302,421,000	1.80
	小計	8,270,876,270	49.15
特殊債券	日本	112,588,232	0.67
社債券	日本	7,580,072,520	45.05
	フランス	503,555,000	2.99
	韓国	100,127,000	0.60
	小計	8,183,754,520	48.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		260,055,536	1.55
合計(純資産総額)		16,827,274,558	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第342回 利付国債10年	2,072,000,000	101.91	2,111,731,000	101.84	2,110,145,520	0.1	2026/3/20	12.54
2	日本	社債券	第54回 クレディセゾン 無担保社債	600,000,000	100.27	601,644,000	100.14	600,864,000	0.256	2019/7/31	3.57
3	フランス	社債券	第16回 ルノー円貨社債	500,000,000	100.76	503,805,000	100.71	503,555,000	1.27	2017/6/6	2.99
4	日本	国債証券	第156回 利付国債20年	458,000,000	102.24	468,298,580	102.06	467,462,280	0.4	2036/3/20	2.78
5	日本	社債券	第87回 丸紅無担保社債	400,000,000	104.98	419,952,000	105.11	420,464,000	1.29	2021/10/15	2.50
6	日本	社債券	第44回 ソフトバンク 無担保社債	400,000,000	101.69	406,795,000	101.45	405,804,000	1.689	2020/11/27	2.41
7	日本	社債券	第26回ソニー 無担保社債	300,000,000	105.60	316,818,000	105.47	316,422,000	2.068	2019/6/20	1.88
8	日本	国債証券	第105回 利付国債20年	250,000,000	126.19	315,497,500	125.98	314,970,000	2.1	2028/9/20	1.87
9	日本	社債券	第6回NEC キャピタル ソリューション 無担保社債	300,000,000	102.16	306,504,000	101.90	305,715,000	0.748	2022/3/4	1.82
10	日本	社債券	第66回アコム 無担保社債	300,000,000	101.94	305,839,000	101.83	305,505,000	0.9	2021/2/26	1.82

11	日本	社債 券	第43回 ソフトバンク 無担保社債	300,000,000	101.80	305,428,000	101.62	304,881,000	1.74	2018/6/20	1.81
12	日本	社債 券	第29回ソニー 無担保社債	300,000,000	101.36	304,083,000	101.33	303,996,000	0.86	2018/6/19	1.81
13	メキシコ	国債 証券	第18回メキシコ 合衆国円貨債券	300,000,000	100.83	302,514,000	100.80	302,421,000	0.8	2019/7/24	1.80
14	日本	社債 券	第46回 ソフトバンク 無担保社債	300,000,000	100.58	301,755,000	100.45	301,359,000	1.26	2019/9/12	1.79
15	日本	社債 券	第15回東京 センチュリー リース無担保社債	300,000,000	100.05	300,162,000	99.91	299,751,000	0.11	2019/4/12	1.78
16	日本	国債 証券	第363回 利付国債2年	271,000,000	100.74	273,007,010	100.68	272,850,930	0.1	2018/4/15	1.62
17	日本	国債 証券	第155回 利付国債20年	192,000,000	112.69	216,375,750	113.71	218,325,120	1	2035/12/20	1.30
18	日本	社債 券	第175回 オリックス 無担保社債	200,000,000	104.28	208,562,000	104.04	208,080,000	1.064	2023/11/24	1.24
19	日本	社債 券	第1回 沢井製薬 無担保社債	200,000,000	102.04	204,088,000	101.75	203,500,000	0.594	2022/6/10	1.21
20	日本	社債 券	第3回オリエント コーポレーション 無担保社債	200,000,000	100.91	201,826,000	100.69	201,386,000	0.68	2022/1/21	1.20
21	日本	社債 券	第71回 アコム無担保社債	200,000,000	100.43	200,862,000	100.62	201,240,000	0.56	2020/5/29	1.20
22	日本	社債 券	第6回オリエント コーポレーション 無担保社債	200,000,000	100.28	200,568,000	100.20	200,414,000	0.3	2019/1/22	1.19
23	日本	国債 証券	第31回 利付国債30年	141,000,000	140.98	198,794,490	141.96	200,173,470	2.2	2039/9/20	1.19
24	日本	社債 券	第23回東京建物 無担保社債	200,000,000	100.00	200,000,000	99.51	199,034,000	0.63	2026/5/1	1.18
25	日本	国債 証券	第36回 利付国債30年	136,000,000	139.72	190,030,080	141.32	192,197,920	2	2042/3/20	1.14
26	日本	国債 証券	第139回 利付国債20年	155,000,000	123.30	191,119,650	123.40	191,283,950	1.6	2032/6/20	1.14
27	日本	国債 証券	第146回 利付国債20年	143,000,000	125.80	179,901,150	125.92	180,075,610	1.7	2033/9/20	1.07
28	日本	国債 証券	第121回 利付国債20年	138,000,000	126.33	174,346,440	126.13	174,064,920	1.9	2030/9/20	1.03
29	日本	社債 券	第558回 東京電力 (一般担保付)	168,000,000	103.33	173,597,760	103.23	173,433,120	1.425	2019/9/30	1.03

30	日本	国債 証券	第113回 利付国債20年	135,000,000	127.70	172,401,750	127.40	171,998,100	2.1	2029/9/20	1.02
----	----	----------	------------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	-----	-----------	------

□.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	49.15
特殊債券	0.67
社債券	48.63
合計	98.45

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

.明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	5,016,237,933	63.78
	イギリス	603,900,802	7.68
	フランス	440,583,426	5.60
	ドイツ	367,778,173	4.68
	スイス	260,539,330	3.31
	カナダ	168,852,764	2.15
	オーストラリア	165,367,354	2.10
	スペイン	106,488,568	1.35
	オランダ	94,653,788	1.20
	アイルランド	89,844,572	1.14
	香港	89,646,334	1.14
	イタリア	84,161,055	1.07
	ベルギー	64,267,847	0.82
	スウェーデン	49,169,644	0.63
	中国	46,207,533	0.59
小計		7,647,699,123	97.24
投資証券	アメリカ	102,072,329	1.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		115,165,559	1.46
合計(純資産総額)		7,864,937,011	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	32,600	5,973.38	194,732,223	5,590.66	182,255,679	2.32
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2,100	83,363.21	175,062,752	79,180.23	166,278,494	2.11
3	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	12,300	12,819.89	157,684,739	12,828.67	157,792,733	2.01
4	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	28,200	5,167.81	145,732,305	5,589.56	157,625,803	2.00
5	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	13,200	11,926.53	157,430,229	10,735.74	141,711,834	1.80
6	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	12,000	10,583.66	127,004,017	11,554.48	138,653,760	1.76

7	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	37,800	3,566.78	134,824,583	3,621.75	136,902,150	1.74
8	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	13,600	9,133.37	124,213,953	9,708.48	132,035,396	1.68
9	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	15,600	8,189.95	127,763,299	8,190.89	127,777,962	1.62
10	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	14,500	8,564.56	124,186,186	8,643.91	125,336,695	1.59
11	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	22,000	5,725.65	125,964,465	5,672.97	124,805,505	1.59
12	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	8,300	13,877.93	115,186,848	14,574.80	120,970,840	1.54
13	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	11,300	11,072.60	125,120,487	10,675.38	120,631,822	1.53
14	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	25,200	4,322.61	108,929,948	4,777.41	120,390,921	1.53
15	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	7,900	14,666.58	115,866,038	14,898.56	117,698,644	1.50
16	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	33,700	3,379.45	113,887,741	3,394.56	114,396,925	1.45
17	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	10,400	10,811.08	112,435,236	10,705.89	111,341,281	1.42
18	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	9,800	11,501.81	112,717,827	11,263.64	110,383,697	1.40
19	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,800	15,607.54	106,131,323	16,148.61	109,810,582	1.40
20	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	9,000	12,140.95	109,268,637	11,950.67	107,556,098	1.37
21	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財	10,000	10,228.37	102,283,708	10,666.60	106,666,025	1.36
22	アメリカ	投資証券	CROWN CASTLE INTL CORP		10,600	9,651.74	102,308,542	9,629.46	102,072,329	1.30
23	アメリカ	株式	ECOLAB INC	素材	7,500	12,253.47	91,901,028	12,802.33	96,017,531	1.22
24	イギリス	株式	COMPASS GROUP PLC	消費者サービス	47,100	2,015.87	94,947,646	1,982.33	93,368,044	1.19
25	イギリス	株式	JOHNSON MATTHEY PLC	素材	20,100	4,339.66	87,227,272	4,631.29	93,089,114	1.18
26	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,000	12,629.21	88,404,470	13,113.27	91,792,946	1.17

27	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	17,400	4,442.98	77,308,010	5,194.46	90,383,735	1.15
28	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,350	65,276.00	88,122,610	66,571.05	89,870,928	1.14
29	アイ ル ラ ン ド	株式	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	素材	31,100	2,883.59	89,679,863	2,888.89	89,844,572	1.14
30	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	133,800	612.11	81,901,604	670.00	89,646,334	1.14

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	6.77
		素材	6.83
		資本財	7.58
		商業・専門サービス	1.89
		運輸	2.14
		自動車・自動車部品	0.32
		耐久消費財・アパレル	2.26
		消費者サービス	2.72
		メディア	1.76
		小売	4.38
		食品・生活必需品小売り	1.70
		食品・飲料・タバコ	6.14
		家庭用品・パーソナル用品	3.56
		ヘルスケア機器・サービス	3.68
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.83
		銀行	7.26
		各種金融	2.66
		保険	3.68
		ソフトウェア・サービス	10.46
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.81
電気通信サービス	3.19		
公益事業	3.64		
半導体・半導体製造装置	1.97		
投資証券			1.30
合計			98.54

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	9,545,878,301	34.87
	イタリア	4,748,263,351	17.35
	イギリス	2,099,221,165	7.67
	スペイン	2,050,541,588	7.49
	オランダ	1,336,162,847	4.88
	ベルギー	1,044,525,157	3.82
	フランス	612,775,971	2.24
	メキシコ	511,433,236	1.87
	ドイツ	479,114,371	1.75
	ポーランド	338,779,621	1.24
	オーストリア	191,882,942	0.70
	デンマーク	172,164,021	0.63
	スウェーデン	132,220,800	0.48
	南アフリカ	118,584,719	0.43
	アイルランド	114,907,814	0.42
	シンガポール	100,207,729	0.37
	スイス	78,221,410	0.29
小計		23,674,885,043	86.49
地方債証券	カナダ	1,004,828,946	3.67
特殊債券	オランダ	633,022,857	2.31
	オーストラリア	359,254,006	1.31
	国際機関	128,343,377	0.47
小計		1,120,620,240	4.09
社債券	フランス	684,006,997	2.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		889,791,848	3.25
合計(純資産総額)		27,374,133,074	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建		51,890,302	0.18
	売建		50,789,775	0.18

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 8%	34,440,000	14,966.29	5,154,393,329	14,825.68	5,105,964,773	8	2021/11/15	18.65
2	イタリア	国債 証券	BTPS 9%	8,600,000	19,637.02	1,688,784,167	19,437.19	1,671,598,512	9	2023/11/1	6.11
3	イギリス	国債 証券	TREASURY 4.5%	7,435,000	21,971.55	1,633,585,455	21,347.51	1,587,187,692	4.5	2034/9/7	5.80
4	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 4.6%	10,675,000	14,193.12	1,515,115,773	14,189.39	1,514,718,279	4.6	2019/7/30	5.53
5	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 5.5%	6,910,000	19,679.50	1,359,853,953	19,336.65	1,336,162,847	5.5	2028/1/15	4.88
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.5%	8,800,000	15,197.80	1,337,406,645	14,836.82	1,305,640,875	4.5	2039/8/15	4.77
7	イタリア	国債 証券	BTPS 3.5%	8,790,000	13,331.72	1,171,858,997	13,310.62	1,170,004,272	3.5	2018/6/1	4.27
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	8,970,000	11,579.48	1,038,679,577	11,562.33	1,037,141,362	4.25	2017/11/15	3.79
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.5%	7,335,000	11,531.46	845,833,092	11,499.74	843,506,089	3.5	2018/2/15	3.08
10	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 0304 5%	3,600,000	20,821.13	749,560,680	19,958.49	718,505,856	5	2035/3/28	2.62
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3%	6,150,000	11,991.04	737,449,260	11,666.93	717,516,774	3	2045/5/15	2.62
12	フランス	社債券	DEXIA CRED SA NY 2.25%	6,150,000	11,165.96	686,706,847	11,122.06	684,006,997	2.25	2019/1/30	2.50
13	オランダ	特殊 債券	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	11,180.23	559,011,625	11,145.11	557,255,625	1.875	2019/3/13	2.04
14	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	2,600,000	20,665.98	537,315,480	19,960.97	518,985,438	4.5	2041/4/25	1.90
15	イギリス	国債 証券	TREASURY 8%	2,380,000	21,801.87	518,884,575	21,514.01	512,033,473	8	2021/6/7	1.87
16	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 6.5%	2,300,000	21,231.96	488,335,246	20,831.05	479,114,371	6.5	2027/7/4	1.75
17	イタリア	国債 証券	BTPS 4.25%	3,250,000	14,102.26	458,323,650	14,091.34	457,968,667	4.25	2019/9/1	1.67
18	イタリア	国債 証券	BTPS 5%	2,830,000	15,547.27	439,987,775	15,435.56	436,826,439	5	2022/3/1	1.60

19	カナダ	地方債 証券	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	11,894.15	392,507,156	11,842.57	390,804,933	4	2019/10/7	1.43
20	イタ リア	国債 証券	ITALY GOV'T INT 5.75%	3,010,000	12,611.83	379,616,179	12,580.80	378,682,176	5.75	2016/7/25	1.38
21	カナダ	地方債 証券	ONTARIO PROVINCE 4%	3,730,000	9,825.77	366,501,247	9,746.09	363,529,463	4	2021/6/2	1.33
22	ベル ギー	国債 証券	BELGIAN 0331 3.75%	1,790,000	19,514.14	349,303,220	18,213.36	326,019,301	3.75	2045/6/22	1.19
23	イタ リア	国債 証券	BTPS 6.5%	1,750,000	18,853.82	329,941,990	18,497.60	323,708,063	6.5	2027/11/1	1.18
24	スベ イン	国債 証券	SPANISH GOV'T 4.2%	1,960,000	16,057.40	314,725,126	15,783.09	309,348,744	4.2	2037/1/31	1.13
25	イタ リア	国債 証券	BTPS 4.25%	1,870,000	13,870.41	259,376,667	13,845.58	258,912,458	4.25	2019/2/1	0.95
26	カナダ	地方債 証券	QUEBEC PROVINCE 6.25%	2,010,000	12,466.35	250,573,762	12,462.41	250,494,550	6.25	2032/6/1	0.92
27	スベ イン	国債 証券	SPANISH GOV'T 4.1%	1,670,000	13,557.62	226,412,381	13,561.35	226,474,565	4.1	2018/7/30	0.83
28	メキ シコ	国債 証券	MEXICAN BONOS 6.5%	31,640,000	668.34	211,464,723	668.59	211,542,350	6.5	2021/6/10	0.77
29	アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	1,860,000	11,393.42	211,917,647	11,359.12	211,279,725	2.75	2018/2/28	0.77
30	オー スト トラ リア	特殊 債券	QUEENSLAND TREAS 4.75%	2,080,000	9,619.35	200,082,605	9,465.06	196,873,373	4.75	2025/7/21	0.72

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.49
地方債証券	3.67
特殊債券	4.09
社債券	2.50
合計	96.75

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	買建	472,847.66	52,406,935	51,890,302	0.18
	ドル	売建	462,819.17	51,295,451	50,789,775	0.18

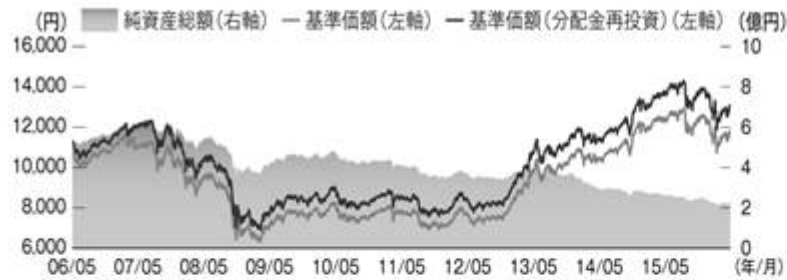
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

< 参考情報 >

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2016年4月28日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金(税引前)再投資ベースで算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2016年4月	0円
2015年4月	150円
2014年4月	0円
2013年4月	0円
2012年4月	0円
設定来累計	1,150円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	11,648円
純資産総額	224百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	31.42
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	30.89
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	19.68
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	14.42
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	3.18
その他の資産(負債控除後)	0.42
合計(純資産総額)	100.00

組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	ヤマハ発動機	輸送用機器	4.96
2	大成建設	建設業	4.90
3	日本電信電話	情報・通信業	4.47
4	アイフル	その他金融業	4.26
5	ダイキン工業	機械	4.25

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	第342回利付国債10年	0.1	2026年3月20日	国債証券	12.54
2	第54回レディセン無担保社債	0.256	2019年7月31日	社債券	3.57
3	第16回ルノー円貨社債	1.27	2017年6月6日	社債券	2.99
4	第156回利付国債20年	0.4	2036年3月20日	国債証券	2.78
5	第87回丸紅無担保社債	1.29	2021年10月15日	社債券	2.50

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.32
2	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.11
3	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	公益事業	2.01
4	WELLS FARGO & CO	アメリカ	銀行	2.00
5	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア及び機器	1.80

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 8%	8	2021年11月15日	アメリカ	国債証券	18.65
2	BTPS 9%	9	2023年11月1日	イタリア	国債証券	6.11
3	TREASURY 4.5%	4.5	2034年9月7日	イギリス	国債証券	5.80
4	SPANISH GOVT 4.6%	4.6	2019年7月30日	スペイン	国債証券	5.53
5	NETHERLANDS GOVT 5.5%	5.5	2025年1月15日	オランダ	国債証券	4.88

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	ジェイエイシーリクルートメント	サービス業	4.92
2	朝日インテック	精密機器	3.94
3	アリアケジャパン	食料品	3.79
4	タカラレーベン	不動産業	3.16
5	三菱鉛筆	その他製品	3.09

※各マザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと算出しています。

※2016年は4月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社が取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）
4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額とします。
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合わせください。
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位とします。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
分配金再投資コースで当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に取り取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）
「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付とします。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月11日から翌年4月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

- 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
- 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、決算時及び償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公 告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成27年4月11日から平成28年4月11日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、当ファンドの監査人は次のとおり交代しております。

第14期計算期間の財務諸表 有限責任あずさ監査法人

第15期計算期間の財務諸表 新日本有限責任監査法人

1【財務諸表】

明治安田グローバルバランスオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (平成27年4月10日現在)	第15期 (平成28年4月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	2,137,024
コール・ローン	6,544,799	728,465
親投資信託受益証券	266,127,703	218,455,799
未収利息	1	-
流動資産合計	272,672,503	221,321,288
資産合計	272,672,503	221,321,288
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,222,954	-
未払解約金	1,872,167	-
未払受託者報酬	118,691	101,123
未払委託者報酬	2,106,648	1,794,847
その他未払費用	7,348	6,258
流動負債合計	7,327,808	1,902,228
負債合計	7,327,808	1,902,228
純資産の部		
元本等		
元本	214,863,621	193,870,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	50,481,074	25,548,709
(分配準備積立金)	67,733,231	58,176,498
元本等合計	265,344,695	219,419,060
純資産合計	265,344,695	219,419,060
負債純資産合計	272,672,503	221,321,288

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 (自 平成26年 4月11日 至 平成27年 4月10日)	第15期 (自 平成27年 4月11日 至 平成28年 4月11日)
営業収益		
受取利息	205	70
有価証券売買等損益	57,940,267	15,711,904
営業収益合計	57,940,472	15,711,834
営業費用		
受託者報酬	244,909	210,451
委託者報酬	4,347,051	3,735,341
その他費用	15,177	13,032
営業費用合計	4,607,137	3,958,824
営業利益又は営業損失 ()	53,333,335	19,670,658
経常利益又は経常損失 ()	53,333,335	19,670,658
当期純利益又は当期純損失 ()	53,333,335	19,670,658
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	8,293,728	168,495
期首剰余金又は期首欠損金 ()	10,340,065	50,481,074
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,496,005	2,513,827
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,496,005	2,513,827
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,171,649	7,607,039
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,171,649	7,607,039
分配金	3,222,954	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	50,481,074	25,548,709

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成27年4月11日から平成28年4月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第14期 (平成27年4月10日現在)	第15期 (平成28年4月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 214,863,621口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 193,870,351口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2349円 (10,000口当たり純資産額) (12,349円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1318円 (10,000口当たり純資産額) (11,318円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期 (自平成26年4月11日 至平成27年4月10日)	第15期 (自平成27年4月11日 至平成28年4月11日)																																								
<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額101,388,441円(10,000口当たり4,718円72銭)のうち、3,222,954円(10,000口当たり150円00銭)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A 3,966,652円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B 41,072,955円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 30,432,256円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 25,916,578円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E 101,388,441円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 214,863,621口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G 4,718円 72銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H 150円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I 3,222,954円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A 3,966,652円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B 41,072,955円	収益調整金額	C 30,432,256円	分配準備積立金額	D 25,916,578円	分配対象額(A+B+C+D)	E 101,388,441円	期末受益権口数	F 214,863,621口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 4,718円 72銭	10,000口当たりの分配金額	H 150円 00銭	分配金額(F×H÷10,000)	I 3,222,954円	<p>分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、89,093,235円(10,000口当たり4,595円49銭)であり、分配金は0円としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A 433,133円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B -円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 30,916,737円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 57,743,365円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E 89,093,235円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 193,870,351口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G 4,595円 49銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H -円 -銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I -円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A 433,133円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円	収益調整金額	C 30,916,737円	分配準備積立金額	D 57,743,365円	分配対象額(A+B+C+D)	E 89,093,235円	期末受益権口数	F 193,870,351口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 4,595円 49銭	10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭	分配金額(F×H÷10,000)	I -円
項目	金額または口数																																								
配当等収益額(費用控除後)	A 3,966,652円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B 41,072,955円																																								
収益調整金額	C 30,432,256円																																								
分配準備積立金額	D 25,916,578円																																								
分配対象額(A+B+C+D)	E 101,388,441円																																								
期末受益権口数	F 214,863,621口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 4,718円 72銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H 150円 00銭																																								
分配金額(F×H÷10,000)	I 3,222,954円																																								
項目	金額または口数																																								
配当等収益額(費用控除後)	A 433,133円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円																																								
収益調整金額	C 30,916,737円																																								
分配準備積立金額	D 57,743,365円																																								
分配対象額(A+B+C+D)	E 89,093,235円																																								
期末受益権口数	F 193,870,351口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G 4,595円 49銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H -円 -銭																																								
分配金額(F×H÷10,000)	I -円																																								

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第14期 （自 平成26年 4月11日 至 平成27年 4月10日）	第15期 （自 平成27年 4月11日 至 平成28年 4月11日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第14期 (自 平成26年4月11日 至 平成27年4月10日)	第15期 (自 平成27年4月11日 至 平成28年4月11日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期(自 平成26年4月11日 至 平成27年4月10日)

該当事項はございませぬ。

第15期(自 平成27年4月11日 至 平成28年4月11日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第14期 (自 平成26年4月11日 至 平成27年4月10日)	第15期 (自 平成27年4月11日 至 平成28年4月11日)
期首元本額	292,864,791円	214,863,621円
期中追加設定元本額	11,392,531円	11,675,081円
期中一部解約元本額	89,393,701円	32,668,351円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第14期 (自 平成26年4月11日 至 平成27年4月10日)	第15期 (自 平成27年4月11日 至 平成28年4月11日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	45,039,339	15,679,243
合計	45,039,339	15,679,243

3. デリバティブ取引関係

第14期（平成27年4月10日現在）

該当事項はございません。

第15期（平成28年4月11日現在）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成28年4月11日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成28年4月11日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	76,979,366	74,723,870	
親投資信託受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	4,195,830	7,720,327	
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	14,568,327	31,466,129	
親投資信託受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	44,065,910	62,115,306	
親投資信託受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	25,172,145	42,430,167	
合計		164,981,578	218,455,799	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成28年4月11日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	34,555,672
コール・ローン	11,503,796
株式	4,023,456,450
未収配当金	27,518,500
流動資産合計	4,097,034,418
資産合計	4,097,034,418
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,280,000
流動負債合計	1,280,000
負債合計	1,280,000
純資産の部	
元本等	
元本	4,219,347,445
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	123,593,027
元本等合計	4,095,754,418
純資産合計	4,095,754,418
負債純資産合計	4,097,034,418

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成28年4月11日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成27年4月21日から平成28年4月18日までとなっております。

(その他の注記)

(平成28年4月11日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自平成27年4月11日 至 平成28年4月11日）の元本状況	
期首（平成27年4月11日）の元本額	4,081,471,901円
対象期間中の追加設定元本額	745,500,232円
対象期間中の一部解約元本額	607,624,688円
平成28年4月11日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式リサーチオープン	423,611,145円
明治安田DC日本株式リサーチオープン	1,501,942,587円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	668,988,656円
明治安田グローバルバランスオープン	76,979,366円
明治安田DCグローバルバランスオープン	468,396,447円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	287,175,375円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	662,004,011円
明治安田VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	78,710,625円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	19,454,196円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	32,085,037円
計	4,219,347,445円
2. 元本の欠損	123,593,027円
3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9707円
（10,000口当たり純資産額）	(9,707円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成28年4月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大成建設	282,000	725.00	204,450,000	
	日本たばこ産業	23,400	4,655.00	108,927,000	
	東ソー	45,000	435.00	19,575,000	
	カネカ	132,000	940.00	124,080,000	
	花王	24,700	5,612.00	138,616,400	
	武田薬品工業	22,400	5,105.00	114,352,000	
	中外製薬	5,600	3,365.00	18,844,000	
	大塚ホールディングス	28,900	3,875.00	111,987,500	
	昭和シェル石油	42,800	965.00	41,302,000	
	TOTO	44,700	3,390.00	151,533,000	
	日立金属	18,100	1,080.00	19,548,000	
	住友電気工業	15,200	1,216.00	18,483,200	
	S M C	4,400	24,835.00	109,274,000	
	ダイキン工業	20,600	8,139.00	167,663,400	
	日立製作所	269,000	467.00	125,623,000	
	日本電産	10,300	7,221.00	74,376,300	
	ルネサスエレクトロニクス	29,700	652.00	19,364,400	
	ソニー	64,200	2,965.00	190,353,000	
	スタンレー電気	34,700	2,219.00	76,999,300	
	いすゞ自動車	60,200	1,055.50	63,541,100	
	ヤマハ発動機	115,400	1,647.00	190,063,800	
	ニコン	86,200	1,632.00	140,678,400	
	オリンパス	31,100	4,025.00	125,177,500	
	任天堂	2,500	15,855.00	39,637,500	
	東北電力	57,700	1,356.00	78,241,200	
	東日本旅客鉄道	8,300	9,650.00	80,095,000	
	日本電信電話	39,600	4,752.00	188,179,200	
	三菱商事	81,900	1,789.00	146,519,100	
	セブン&アイ・ホールディングス	17,200	4,642.00	79,842,400	
	良品計画	900	23,410.00	21,069,000	
	しまむら	11,800	13,800.00	162,840,000	
	新生銀行	300,000	135.00	40,500,000	
	スルガ銀行	66,200	1,797.00	118,961,400	
	東京海上ホールディングス	40,300	3,435.00	138,430,500	
	アイフル	476,500	371.00	176,781,500	
	オリックス	52,900	1,531.50	81,016,350	
	ヒューリック	86,900	1,033.00	89,767,700	
	日本M&Aセンター	28,400	6,610.00	187,724,000	
	エムスリー	7,600	2,793.00	21,226,800	
	ベネッセホールディングス	5,700	3,125.00	17,812,500	
小計		2,695,000		4,023,456,450	
合計				4,023,456,450	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式40銘柄	98.2%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券(平成28年4月11日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成28年4月11日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	29,635,338
コール・ローン	10,102,040
株式	1,017,555,000
未収入金	9,571,426
未収配当金	7,122,950
流動資産合計	1,073,986,754
資産合計	1,073,986,754
負債の部	
流動負債	
未払金	20,765,425
未払解約金	410,000
流動負債合計	21,175,425
負債合計	21,175,425
純資産の部	
元本等	
元本	572,167,409
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	480,643,920
元本等合計	1,052,811,329
純資産合計	1,052,811,329
負債純資産合計	1,073,986,754

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成28年4月11日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成27年4月21日から平成28年4月18日までとなっております。

(その他の注記)

(平成28年4月11日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成27年4月11日 至 平成28年4月11日）の元本状況	
期首（平成27年4月11日）の元本額	422,706,164円
対象期間中の追加設定元本額	333,357,287円
対象期間中の一部解約元本額	183,896,042円
平成28年4月11日現在の元本額の内訳	
明治安田DC中小型株式オープン	345,592,906円
明治安田日本株式リサーチオープン	23,272,498円
明治安田DC日本株式リサーチオープン	79,432,584円
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	35,065,995円
明治安田グローバルバランスオープン	4,195,830円
明治安田DCグローバルバランスオープン	25,568,204円
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	15,736,206円
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	36,282,125円
明治安田VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	4,266,301円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	1,019,131円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	1,735,629円
計	572,167,409円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8400円
（10,000口当たり純資産額）	(18,400円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成28年4月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ショーボンドホールディングス	3,500	4,635.00	16,222,500	
	前田建設工業	35,000	801.00	28,035,000	
	ピーエス三菱	28,500	394.00	11,229,000	
	東洋建設	38,900	466.00	18,127,400	
	大気社	5,900	2,583.00	15,239,700	
	サッポロホールディングス	43,000	559.00	24,037,000	
	アリアケジャパン	6,300	6,350.00	40,005,000	
	住友精化	37,000	506.00	18,722,000	
	ミルボン	4,700	4,535.00	21,314,500	
	JCRファーマ	5,600	2,756.00	15,433,600	
	富士製薬工業	5,300	1,850.00	9,805,000	
	ダイト	4,000	3,195.00	12,780,000	
	UMNファーマ	5,600	2,580.00	14,448,000	
	ジオスター	19,300	816.00	15,748,800	
	ニチアス	23,000	681.00	15,663,000	
	東京鐵鋼	40,000	337.00	13,480,000	
	愛知製鋼	28,000	409.00	11,452,000	
	牧野フライス製作所	15,000	646.00	9,690,000	
	津田駒工業	51,000	100.00	5,100,000	
	オイレス工業	7,200	1,543.00	11,109,600	
	小森コーポレーション	15,400	1,191.00	18,341,400	
	竹内製作所	15,000	1,420.00	21,300,000	
	ホシザキ電機	2,300	9,290.00	21,367,000	
	デンヨー	7,200	1,093.00	7,869,600	
	寺崎電気産業	11,100	610.00	6,771,000	
	TOA	9,300	1,004.00	9,337,200	
	エンプラス	2,200	3,800.00	8,360,000	
	プレス工業	28,900	350.00	10,115,000	
	カルソニックカンセイ	24,000	709.00	17,016,000	
	朝日インテック	7,600	5,320.00	40,432,000	
	ニホンフラッシュ	13,000	1,033.00	13,429,000	
	前田工織	14,700	1,120.00	16,464,000	
	三菱鉛筆	5,900	4,910.00	28,969,000	
	北海道電力	14,600	928.00	13,548,800	
	ファーストエスコ	24,000	542.00	13,008,000	
	イーレックス	8,200	1,657.00	13,587,400	
	静岡ガス	20,100	745.00	14,974,500	
	メタウォーター	4,200	2,538.00	10,659,600	
	インターネットイニシアティブ	4,400	2,258.00	9,935,200	
	ガリバーインターナショナル	16,200	1,393.00	22,566,600	
	シークス	6,400	3,115.00	19,936,000	
	サンエー	4,500	5,320.00	23,940,000	
	セリア	4,500	6,780.00	30,510,000	

	クスリのアオキ	3,000	6,260.00	18,780,000	
	エイチ・ツー・オー リテイリング	8,600	1,844.00	15,858,400	
	サックスパー ホールディングス	12,800	1,435.00	18,368,000	
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	20,900	540.00	11,286,000	
	アニコム ホールディングス	8,100	2,872.00	23,263,200	
	ポケットカード	24,700	540.00	13,338,000	
	タカラレーベン	45,100	619.00	27,916,900	
	ジェイエイシーリクルートメント	36,700	1,360.00	49,912,000	
	カカクコム	8,000	2,106.00	16,848,000	
	アウトソーシング	8,100	3,875.00	31,387,500	
	E P Sホールディングス	13,000	1,340.00	17,420,000	
	サイバーエージェント	2,800	5,160.00	14,448,000	
	メタックス	3,800	1,817.00	6,904,600	
	東祥	7,000	4,535.00	31,745,000	
小計		873,100		1,017,555,000	
合計				1,017,555,000	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式57銘柄	96.7%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券(平成28年4月11日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成28年4月11日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	672,267,517
コール・ローン	229,161,332
国債証券	8,782,832,100
地方債証券	210,422,000
特殊債券	112,731,872
社債券	7,264,850,560
未収入金	387,598,750
未収利息	26,969,369
前払費用	1,398,087
流動資産合計	17,688,231,587
資産合計	17,688,231,587
負債の部	
流動負債	
未払金	1,082,453,500
未払解約金	1,750,000
流動負債合計	1,084,203,500
負債合計	1,084,203,500
純資産の部	
元本等	
元本	11,778,857,825
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,825,170,262
元本等合計	16,604,028,087
純資産合計	16,604,028,087
負債純資産合計	17,688,231,587

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成28年4月11日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、平成27年4月11日から平成28年4月11日までとなっております。

(その他の注記)

(平成28年4月11日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成27年4月11日 至 平成28年4月11日)の元本状況	
期首(平成27年4月11日)の元本額	8,877,447,039円
対象期間中の追加設定元本額	5,594,401,061円
対象期間中の一部解約元本額	2,692,990,275円
平成28年4月11日現在の元本額の内訳	
明治安田先進国コアファンド(年1回決算型)	56,993,986円
明治安田先進国コアファンド(年2回決算型)	38,892,021円
明治安田DC先進国コアファンド	137,416円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	220,720,996円
明治安田グローバルバランスオープン	44,065,910円
明治安田DCグローバルバランスオープン	268,609,197円
明治安田日本債券オープン(毎月決算型)	1,087,809,731円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	653,740,229円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	665,335,905円
明治安田DC日本債券オープン	6,015,340,160円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	43,763,755円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	33,339,814円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	2,650,108,705円
計	11,778,857,825円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4096円
(10,000口当たり純資産額)	(14,096円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成28年4月11日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成28年4月11日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第362回利付国債2年	376,000,000	378,538,000	
	第127回利付国債5年	280,000,000	284,608,800	
	第1回利付国債40年	16,000,000	25,421,280	
	第2回利付国債40年	18,000,000	27,751,500	
	第3回利付国債40年	15,000,000	23,310,900	
	第3回利付国債40年	12,000,000	18,648,720	
	第4回利付国債40年	21,000,000	32,939,340	
	第4回利付国債40年	18,000,000	28,233,720	
	第5回利付国債40年	12,000,000	18,146,280	
	第6回利付国債40年	26,000,000	38,674,480	
	第7回利付国債40年	50,000,000	71,291,000	
	第8回利付国債40年	45,000,000	59,756,850	
	第328回利付国債10年	171,000,000	180,808,560	
	第342回利付国債10年	203,000,000	206,865,120	
	第342回利付国債10年	100,000,000	101,904,000	
	第342回利付国債10年	646,000,000	658,299,840	
	第342回利付国債10年	100,000,000	101,904,000	
	第342回利付国債10年	50,000,000	50,952,000	
	第342回利付国債10年	114,000,000	116,170,560	
	第342回利付国債10年	150,000,000	152,856,000	
	第342回利付国債10年	615,000,000	626,709,600	
	第342回利付国債10年	15,000,000	15,285,600	
	第4回利付国債30年	20,000,000	28,203,400	
	第18回利付国債30年	39,000,000	53,647,620	
	第19回利付国債30年	35,000,000	48,224,050	
	第22回利付国債30年	26,000,000	37,002,420	
	第23回利付国債30年	25,000,000	35,638,000	
	第26回利付国債30年	25,000,000	35,375,750	
	第27回利付国債30年	45,000,000	64,941,300	
	第28回利付国債30年	14,000,000	20,317,640	
	第29回利付国債30年	54,000,000	77,676,840	
	第31回利付国債30年	85,000,000	119,840,650	
	第31回利付国債30年	56,000,000	78,953,840	
	第32回利付国債30年	86,000,000	123,855,480	
	第33回利付国債30年	25,000,000	34,441,500	
	第36回利付国債30年	136,000,000	190,030,080	
	第37回利付国債30年	20,000,000	27,601,800	
	第38回利付国債30年	60,000,000	81,614,400	
	第40回利付国債30年	72,000,000	98,258,400	
	第40回利付国債30年	35,000,000	47,764,500	
	第44回利付国債30年	85,000,000	114,530,700	

	第49回利付国債30年	23,000,000	29,297,630	
	第99回利付国債20年	130,000,000	162,571,500	
	第100回利付国債20年	20,000,000	25,326,600	
	第105回利付国債20年	250,000,000	315,497,500	
	第112回利付国債20年	51,000,000	64,951,050	
	第113回利付国債20年	135,000,000	172,401,750	
	第115回利付国債20年	76,000,000	98,413,920	
	第116回利付国債20年	26,000,000	33,782,060	
	第117回利付国債20年	73,000,000	93,837,850	
	第120回利付国債20年	125,000,000	152,291,250	
	第121回利付国債20年	20,000,000	25,267,600	
	第121回利付国債20年	118,000,000	149,078,840	
	第123回利付国債20年	4,000,000	5,180,480	
	第126回利付国債20年	40,000,000	51,334,000	
	第128回利付国債20年	84,000,000	106,777,440	
	第129回利付国債20年	77,000,000	96,725,860	
	第130回利付国債20年	42,000,000	52,855,320	
	第130回利付国債20年	30,000,000	37,753,800	
	第132回利付国債20年	32,000,000	39,846,400	
	第137回利付国債20年	100,000,000	124,888,000	
	第139回利付国債20年	155,000,000	191,119,650	
	第141回利付国債20年	16,000,000	20,037,440	
	第143回利付国債20年	124,000,000	153,440,080	
	第145回利付国債20年	36,000,000	45,235,080	
	第146回利付国債20年	103,000,000	129,579,150	
	第146回利付国債20年	40,000,000	50,322,000	
	第147回利付国債20年	35,000,000	43,482,250	
	第148回利付国債20年	133,000,000	162,934,310	
	第149回利付国債20年	51,000,000	62,524,470	
	第150回利付国債20年	100,000,000	120,802,000	
	第151回利付国債20年	55,000,000	64,443,500	
	第152回利付国債20年	62,000,000	72,647,880	
	第153回利付国債20年	65,000,000	77,353,250	
	第153回利付国債20年	45,000,000	53,552,250	
	第154回利付国債20年	40,000,000	46,870,400	
	第154回利付国債20年	47,000,000	55,072,720	
	第155回利付国債20年	12,000,000	13,599,360	
	第155回利付国債20年	42,000,000	47,597,760	
	第155回利付国債20年	5,000,000	5,666,400	
	第155回利付国債20年	10,000,000	11,332,800	
	第156回利付国債20年	100,000,000	101,594,000	
	第156回利付国債20年	171,000,000	173,725,740	
	第156回利付国債20年	10,000,000	10,159,400	
	第156回利付国債20年	386,000,000	392,152,840	
	第18回メキシコ合衆国円貨債券	300,000,000	302,514,000	
国債証券計		7,595,000,000	8,782,832,100	
地方債証券	平成23年度第9回京都府公募公債	100,000,000	105,643,000	

	平成24年度第13回愛知県公募公債	100,000,000	104,779,000	
地方債証券計		200,000,000	210,422,000	
特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,878,000	33,283,501	
	第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,289,000	79,448,371	
特殊債券計		106,167,000	112,731,872	
社債券	第12回ポスコ円貨社債	100,000,000	100,131,000	
	第16回ルノー円貨社債	400,000,000	403,044,000	
	第16回ルノー円貨社債	100,000,000	100,761,000	
	第540回東京電力(一般担保付)	100,000,000	102,611,000	
	第547回東京電力(一般担保付)	130,000,000	137,867,600	
	第549回東京電力(一般担保付)	100,000,000	103,418,000	
	第558回東京電力(一般担保付)	168,000,000	173,597,760	
	第565回東京電力(一般担保付)	100,000,000	103,303,000	
	第568回東京電力(一般担保付)	110,000,000	113,060,200	
	第482回関西電力(一般担保付)	100,000,000	104,025,000	
	第492回関西電力(一般担保付)	100,000,000	101,343,000	
	第495回関西電力(一般担保付)	100,000,000	102,522,000	
	第430回九州電力(一般担保付)	100,000,000	101,363,000	
	第9回長谷工コーポレーション無担保社債	100,000,000	100,911,000	
	第5回ヒューリック無担保社債	100,000,000	104,996,000	
	第1回沢井製薬無担保社債	200,000,000	204,088,000	
	第1回マルホ無担保社債	100,000,000	101,131,000	
	第13回パナソニック無担保社債	100,000,000	101,579,000	
	第14回パナソニック無担保社債	100,000,000	104,009,000	
	第26回ソニー無担保社債	300,000,000	316,818,000	
	第29回ソニー無担保社債	300,000,000	304,083,000	
	第54回クレディセゾン無担保社債	600,000,000	601,644,000	
	第11回東京センチュリーリース無担保社債	200,000,000	200,172,000	
	第15回東京センチュリーリース無担保社債	300,000,000	300,162,000	
	第65回アコム無担保社債	100,000,000	100,959,000	
	第66回アコム無担保社債	100,000,000	101,625,000	
	第71回アコム無担保社債	200,000,000	200,862,000	
	第2回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	100,679,000	
	第3回オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	201,826,000	
	第6回オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	200,568,000	
	第7回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	100,573,000	
	第171回オリックス無担保社債	100,000,000	104,533,000	
	第175回オリックス無担保社債	200,000,000	208,562,000	
	第3回野村證券無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	103,855,000	
	第6回NECキャピタルソリューション無担保社債	300,000,000	306,504,000	
	第13回ダイビル無担保社債	100,000,000	103,974,000	
	第101回住友不動産無担保社債	100,000,000	100,901,000	
	第33回相鉄ホールディングス無担保社債	100,000,000	101,056,000	
	第110回東日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	126,121,000	
	第534回東京電力(一般担保付)	100,000,000	105,443,000	
	第43回ソフトバンク無担保社債	200,000,000	203,426,000	

	第44回ソフトバンク無担保社債	200,000,000	203,326,000	
	第44回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	101,663,000	
	第46回ソフトバンク無担保社債	300,000,000	301,755,000	
社債券計		7,108,000,000	7,264,850,560	
合計			16,370,836,532	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券63銘柄	52.9%	53.6%
	地方債証券2銘柄	1.3%	1.3%
	特殊債券2銘柄	0.7%	0.7%
	社債券42銘柄	43.7%	44.4%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成28年4月11日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	85,076,948
金銭信託	156,727,950
コール・ローン	53,425,139
株式	7,263,800,812
投資証券	88,527,495
派生商品評価勘定	2,114,831
未収入金	475,089,128
未収配当金	9,322,881
未収利息	1
流動資産合計	7,963,931,289
資産合計	7,963,931,289
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	37,867
未払解約金	499,840,000
流動負債合計	499,877,867
負債合計	499,877,867
純資産の部	
元本等	
元本	4,428,219,690
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,035,833,732
元本等合計	7,464,053,422
純資産合計	7,464,053,422
負債純資産合計	7,963,931,289

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成28年4月11日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、平成27年4月11日から平成28年4月11日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(平成28年4月11日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成27年4月11日 至 平成28年4月11日)の元本状況	
期首(平成27年4月11日)の元本額	4,313,591,917円
対象期間中の追加設定元本額	2,187,815,248円
対象期間中の一部解約元本額	2,073,187,475円
平成28年4月11日現在の元本額の内訳	
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	234,873,161円
明治安田グローバルバランスオープン	25,172,145円
明治安田DCグローバルバランスオープン	153,348,924円
明治安田DC外国株式リサーチオープン	3,242,968,348円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	90,515,615円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	278,152,888円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	5,991,314円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	13,612,330円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	383,584,965円
計	4,428,219,690円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6856円
(10,000口当たり純資産額)	(16,856円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成28年4月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	1,500	594.60	891,900.00	
	ABBOTT LABORATORIES	14,200	42.37	601,654.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	8,800	59.50	523,600.00	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	9,300	48.29	449,097.00	
	APPLE INC	14,100	108.66	1,532,106.00	
	B/E AEROSPACE INC	6,600	47.36	312,576.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	25,200	52.18	1,314,936.00	
	CELGENE CORP	6,700	106.26	711,942.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	9,700	57.74	560,078.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	10,400	71.07	739,128.00	
	DANAHER CORP	9,900	93.19	922,581.00	
	WALT DISNEY CO/THE	11,900	96.42	1,147,398.00	
	DOLLAR TREE INC	6,700	79.66	533,722.00	
	CITIGROUP INC	17,300	40.47	700,131.00	
	ECOLAB INC	7,400	111.63	826,062.00	
	EOG RESOURCES INC	3,600	73.47	264,492.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6,900	95.21	656,949.00	
	EXXON MOBIL CORP	13,500	83.21	1,123,335.00	
	NEXTERA ENERGY INC	12,300	116.81	1,436,763.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	7,200	37.24	268,128.00	
	GILEAD SCIENCES INC	5,700	96.09	547,713.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	33,400	30.79	1,028,386.00	
	WW GRAINGER INC	2,650	230.64	611,196.00	
	F5 NETWORKS INC	1,900	97.45	185,155.00	
	HOME DEPOT INC	7,800	133.62	1,042,236.00	
	INTEL CORP	13,000	31.63	411,190.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	10,000	39.54	395,400.00	
	MICROSOFT CORP	32,300	54.42	1,757,766.00	
	NIKE INC -CL B	10,900	59.42	647,678.00	
	WELLS FARGO & CO	27,900	47.07	1,313,253.00	
	MONSANTO CO	7,600	86.63	658,388.00	
	ORACLE CORP	18,100	40.36	730,516.00	
	PEPSICO INC	8,800	105.08	924,704.00	
	PFIZER INC	37,400	32.50	1,215,500.00	
	US BANCORP	25,100	39.38	988,438.00	
	PRICELINE GROUP INC/THE	510	1,274.15	649,816.50	
	SCHLUMBERGER LTD	8,400	73.85	620,340.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	8,200	70.17	575,394.00	
	STARBUCKS CORP	10,600	61.04	647,024.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	10,000	57.89	578,900.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	6,800	142.21	967,028.00	
	UNION PACIFIC CORP	7,700	79.17	609,609.00	

	UNITED TECHNOLOGIES CORP	7,200	101.32	729,504.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	7,400	125.68	930,032.00	
	WAL-MART STORES INC	6,200	68.06	421,972.00	
	TRANSDIGM GROUP INC	1,850	224.14	414,659.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	11,200	100.88	1,129,856.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	14,400	78.03	1,123,632.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	6,700	112.83	755,961.00	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	3,400	84.57	287,538.00	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	6,000	70.09	420,540.00	
	FACEBOOK INC-A	8,900	110.63	984,607.00	
	EATON CORP PLC	6,800	59.91	407,388.00	
	ABBVIE INC	9,900	58.47	578,853.00	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	9,600	81.37	781,152.00	
	NIELSEN HOLDINGS PLC	13,300	52.51	698,383.00	
	ALLERGAN PLC	2,220	236.00	523,920.00	
	ALPHABET INC-CL A	2,080	759.47	1,579,697.60	
小計		615,110		44,389,903.10	
				(4,798,992,424)	
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	8,400	19.75	165,900.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	12,500	61.85	773,125.00	
	SUNCOR ENERGY INC	25,800	35.82	924,156.00	
小計		46,700		1,863,181.00	
				(154,886,236)	
オーストラリアドル	RIO TINTO LTD	9,500	43.26	410,970.00	
	SUNCORP GROUP LTD	51,800	11.78	610,204.00	
	BRAMBLES LTD	69,200	12.06	834,552.00	
小計		130,500		1,855,726.00	
				(151,353,012)	
イギリスポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	7,100	41.90	297,490.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	23,200	17.405	403,796.00	
	INMARSAT PLC	53,900	10.12	545,468.00	
	WHITBREAD PLC	10,000	37.98	379,800.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	10,300	67.78	698,134.00	
	VODAFONE GROUP PLC	125,900	2.275	286,422.50	
	COMPASS GROUP PLC	46,700	12.64	590,288.00	
	JOHNSON MATTHEY PLC	19,900	27.20	541,280.00	
小計		297,000		3,742,678.50	
				(571,132,739)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	7,300	72.00	525,600.00	
	NESTLE SA-REG	15,500	72.55	1,124,525.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	16,900	13.00	219,700.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	5,600	60.20	337,120.00	
小計		45,300		2,206,945.00	

				(250,223,424)	
香港ドル	AIA GROUP LTD	132,800	43.25	5,743,600.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	33,500	39.95	1,338,325.00	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	27,000	68.25	1,842,750.00	
小計		193,300		8,924,675.00	
				(124,409,969)	
スウェーデンクローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	17,200	203.20	3,495,040.00	
小計		17,200		3,495,040.00	
				(46,344,230)	
ユーロ	ADIDAS AG	4,600	103.00	473,800.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	11,100	24.045	266,899.50	
	SAP SE	6,300	67.51	425,313.00	
	BAYER AG-REG	7,000	101.75	712,250.00	
	BASF SE	6,000	63.09	378,540.00	
	LINDE AG	1,300	121.45	157,885.00	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	4,000	43.26	173,040.00	
	WIRECARD AG	3,900	33.75	131,625.00	
	BANCA GENERALI SPA	25,700	24.19	621,683.00	
	INGENICO GROUP	4,300	98.30	422,690.00	
	PERNOD-RICARD SA	3,800	96.94	368,372.00	
	SOCIETE GENERALE	6,300	30.885	194,575.50	
	AXA SA	25,700	19.92	511,944.00	
	BNP PARIBAS	6,000	41.935	251,610.00	
	ORPEA	5,500	75.40	414,700.00	
	TOTAL SA	15,500	40.01	620,155.00	
	SUEZ ENVIRONNEMENT CO	33,100	16.365	541,681.50	
	KONINKLIJKE DSM NV	7,500	49.335	370,012.50	
	ASML HOLDING NV	4,100	88.65	363,465.00	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	6,500	76.55	497,575.00	
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	48,800	6.516	317,980.80	
	UCB SA	7,500	71.40	535,500.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	30,800	23.22	715,176.00	
小計		275,300		9,466,472.80	
				(1,166,458,778)	
合計				7,263,800,812	
				(7,263,800,812)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式58銘柄	64.3%	66.1%
カナダドル	株式3銘柄	2.1%	2.1%

オーストラリアドル	株式 3 銘柄	2.0%	2.1%
イギリスポンド	株式 8 銘柄	7.6%	7.9%
スイスフラン	株式 4 銘柄	3.4%	3.4%
香港ドル	株式 3 銘柄	1.7%	1.7%
スウェーデンクローナ	株式 1 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	株式23銘柄	15.6%	16.1%

(2) 株式以外の有価証券

(平成28年4月11日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資証券					
米ドル	CROWN CASTLE INTL CORP	9,300	88.05	818,865.00	
小計		9,300		818,865.00	
				(88,527,495)	
投資証券計				88,527,495	
				(88,527,495)	
合計				88,527,495	
				(88,527,495)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資証券 1 銘柄	1.2%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成28年4月11日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	332,303,614	-	330,226,650	2,076,964
	米ドル	315,622,078	-	313,533,786	2,088,292
	カナダドル	10,115,241		10,153,108	37,867
	ユーロ	6,566,295	-	6,539,756	26,539
	合計	-	-	-	2,076,964

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

（１）貸借対照表

	（平成28年4月11日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	2,777,986
金銭信託	279,713,763
コール・ローン	95,348,321
国債証券	23,724,171,370
地方債証券	916,330,873
特殊債券	1,107,007,363
社債券	676,445,351
派生商品評価勘定	620,997
未収入金	2,144,298,267
未収利息	261,641,046
前払費用	157,738,086
流動資産合計	29,366,093,423
資産合計	29,366,093,423
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	623,963
未払金	2,115,651,582
未払解約金	1,080,000
流動負債合計	2,117,355,545
負債合計	2,117,355,545
純資産の部	
元本等	
元本	12,615,464,641
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	14,633,273,237
元本等合計	27,248,737,878
純資産合計	27,248,737,878
負債純資産合計	29,366,093,423

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2 . 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4 . その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成28年4月11日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、平成27年4月11日から平成28年4月11日までとなっております。

(その他の注記)

(平成28年4月11日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自平成27年4月11日 至 平成28年4月11日)の元本状況	
期首(平成27年4月11日)の元本額	14,592,252,328円
対象期間中の追加設定元本額	558,512,984円
対象期間中の一部解約元本額	2,535,300,671円
平成28年4月11日現在の元本額の内訳	
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	73,219,811円
明治安田グローバルバランスオープン	14,568,327円
明治安田DCグローバルバランスオープン	88,798,229円
明治安田外国債券オープン	358,518,703円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	69,845,270円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	107,681,120円
明治安田DC外国債券オープン	2,901,107,949円
明治安田外国債券オープン(毎月分配型)	7,726,923,651円
グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	737,083,126円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	4,755,154円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	5,377,332円
明治安田VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	33,215,930円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	494,370,039円
計	12,615,464,641円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1599円
(10,000口当たり純資産額)	(21,599円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成28年4月11日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成28年4月11日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 4.25%	2,150,000	2,268,417.97	
	US TREASURY N/B 4.25%	6,820,000	7,195,632.84	
	US TREASURY N/B 2.75%	1,860,000	1,930,912.50	
	US TREASURY N/B 3.5%	5,690,000	5,978,500.80	
	US TREASURY N/B 3.5%	1,645,000	1,728,406.64	
	US TREASURY N/B 8.125%	990,000	1,224,738.28	
	US TREASURY N/B 8%	9,800,000	13,363,984.42	
	US TREASURY N/B 8%	660,000	900,023.44	
	US TREASURY N/B 8%	950,000	1,295,488.28	
	US TREASURY N/B 8%	2,650,000	3,613,730.48	
	US TREASURY N/B 8%	950,000	1,295,488.28	
	US TREASURY N/B 8%	5,770,000	7,868,386.74	
	US TREASURY N/B 8%	850,000	1,159,121.09	
	US TREASURY N/B 8%	1,850,000	2,522,792.97	
	US TREASURY N/B 8%	590,000	804,566.40	
	US TREASURY N/B 8%	8,520,000	11,618,484.41	
	US TREASURY N/B 8%	1,850,000	2,522,792.97	
	US TREASURY N/B 4.5%	8,800,000	12,185,937.54	
	US TREASURY N/B 4.25%	590,000	790,323.43	
	US TREASURY N/B 4.75%	360,000	517,275.00	
	US TREASURY N/B 3%	1,880,000	2,054,046.88	
	US TREASURY N/B 3%	1,060,000	1,158,132.81	
	US TREASURY N/B 3%	170,000	185,738.28	
	US TREASURY N/B 3%	50,000	54,628.90	
	US TREASURY N/B 3%	1,360,000	1,485,906.25	
	US TREASURY N/B 3%	440,000	480,734.37	
	US TREASURY N/B 3%	780,000	852,210.94	
	US TREASURY N/B 3%	410,000	447,957.03	
	UNITED MEXICAN 3.5%	800,000	827,120.00	
	REP OF POLAND 6.375%	400,000	454,080.00	
小計		70,695,000	88,785,559.94	
			(9,598,606,885)	
イギリスポンド	TREASURY 8%	2,330,000	3,185,249.80	
	TREASURY 8%	50,000	68,353.00	
	TREASURY 4.5%	7,435,000	10,243,199.50	
小計		9,815,000	13,496,802.30	
			(2,059,612,030)	
スイスフラン	SWISS (GOVT) 2%	610,000	700,341.00	

小計		610,000	700,341.00	
			(79,404,662)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.25%	1,145,000	1,239,691.50	
小計		1,145,000	1,239,691.50	
			(99,373,670)	
マレーシアリングgit	MALAYSIA GOVT 4.16%	4,810,000	4,936,022.00	
小計		4,810,000	4,936,022.00	
			(137,073,330)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	1,100,000	1,325,280.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	3,180,000	4,333,608.60	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	3,290,000	4,483,513.30	
小計		7,570,000	10,142,401.90	
			(134,488,249)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 3%	8,840,000	10,403,619.20	
小計		8,840,000	10,403,619.20	
			(172,283,933)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 6.5%	22,780,000	23,948,614.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	16,290,000	19,605,015.00	
小計		39,070,000	43,553,629.00	
			(264,806,064)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.75%	3,820,000	4,571,394.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	660,000	789,822.00	
小計		4,480,000	5,361,216.00	
			(153,813,287)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 8%	5,610,000	5,551,095.00	
	REP SOUTH AFRICA 8%	10,100,000	9,993,950.00	
小計		15,710,000	15,545,045.00	
			(112,235,224)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 6.5%	2,300,000	3,934,380.00	
	BTPS 3.5%	8,790,000	9,441,339.00	
	ITALY GOV'T INT 5.75%	3,010,000	3,058,461.00	
	BTPS 4.5%	370,000	408,110.00	
	BTPS 4.25%	1,870,000	2,089,725.00	
	BTPS 5%	2,830,000	3,544,858.00	
	BTPS 9%	4,100,000	6,486,610.00	
	BTPS 9%	4,500,000	7,119,450.00	
	BTPS 6.5%	1,750,000	2,658,250.00	
	FRANCE O.A.T. 8.5%	3,570,000	5,714,856.00	
	FRANCE O.A.T. 8.5%	960,000	1,536,768.00	

	FRANCE O.A.T. 8.5%	1,225,000	1,960,980.00	
	FRANCE O.A.T. 5.5%	200,000	319,840.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	1,300,000	1,888,250.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	270,000	392,175.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	390,000	566,475.00	
	NETHERLANDS GOVT 5.5%	3,650,000	5,804,595.00	
	NETHERLANDS GOVT 5.5%	750,000	1,192,725.00	
	NETHERLANDS GOVT 5.5%	290,000	461,187.00	
	SPANISH GOV'T 4.1%	1,670,000	1,824,141.00	
	SPANISH GOV'T 4.6%	780,000	891,930.00	
	SPANISH GOV'T 4.6%	9,270,000	10,600,245.00	
	SPANISH GOV'T 4.6%	200,000	228,700.00	
	SPANISH GOV'T 4.6%	425,000	485,987.50	
	SPANISH GOV'T 4.2%	1,960,000	2,535,652.00	
	BELGIAN 0304 5%	3,600,000	6,039,000.00	
	BELGIAN 0331 3.75%	300,000	471,660.00	
	BELGIAN 0331 3.75%	1,280,000	2,012,416.00	
	BELGIAN 0331 3.75%	210,000	330,162.00	
	REP OF AUSTRIA 4.85%	1,090,000	1,570,472.00	
	UNITED MEXICAN 2.375%	500,000	521,150.00	
	IRISH GOVT 2.4%	400,000	462,400.00	
	IRISH GOVT 2.4%	420,000	485,520.00	
	REP OF POLAND 3.375%	1,300,000	1,522,430.00	
小計		65,530,000	88,560,899.50	
			(10,912,474,036)	
国債証券計			23,724,171,370	
			(23,724,171,370)	
地方債証券				
米ドル	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	3,576,375.00	
小計		3,300,000	3,576,375.00	
			(386,641,901)	
カナダドル	ONTARIO PROVINCE 4%	3,460,000	3,899,593.00	
	QUEBEC PROVINCE 6.25%	1,730,000	2,472,221.90	
小計		5,190,000	6,371,814.90	
			(529,688,972)	
地方債証券計			916,330,873	
			(916,330,873)	
特殊債券				
米ドル	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	5,093,500.00	
小計		5,000,000	5,093,500.00	
			(550,658,285)	

オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS 5.5%	70,000	80,682.00	
	QUEENSLAND TREAS 5.5%	1,630,000	1,878,738.00	
	QUEENSLAND TREAS 4.75%	2,080,000	2,399,072.00	
	BK NED GEMEENTEN 5.25%	800,000	918,000.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.25%	500,000	583,725.00	
小計		5,080,000	5,860,217.00	
			(477,959,298)	
ノルウェークロネ	EUROPEAN INVT BK 3%	5,600,000	5,961,200.00	
小計		5,600,000	5,961,200.00	
			(78,389,780)	
特殊債券計			1,107,007,363	
			(1,107,007,363)	
社債券				
米ドル	DEXIA CRED SA NY 2.25%	6,150,000	6,257,010.00	
小計		6,150,000	6,257,010.00	
			(676,445,351)	
社債券計			676,445,351	
			(676,445,351)	
合計			26,423,954,957	
			(26,423,954,957)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券11銘柄	35.2%	36.3%
	地方債証券1銘柄	1.4%	1.5%
	特殊債券1銘柄	2.0%	2.1%
	社債券1銘柄	2.5%	2.6%
カナダドル	地方債証券2銘柄	1.9%	2.0%
オーストラリアドル	特殊債券4銘柄	1.8%	1.8%
イギリスポンド	国債証券2銘柄	7.6%	7.8%
スイスフラン	国債証券1銘柄	0.3%	0.3%
シンガポールドル	国債証券1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券1銘柄	0.5%	0.5%
スウェーデンクローナ	国債証券2銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	特殊債券1銘柄	0.3%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券1銘柄	0.6%	0.6%
メキシコペソ	国債証券2銘柄	1.0%	1.0%
ポーランドズロチ	国債証券1銘柄	0.6%	0.6%
南アフリカランド	国債証券1銘柄	0.4%	0.4%
ユーロ	国債証券21銘柄	40.0%	41.3%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成28年4月11日現在)

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	73,490,881	-	74,114,844	623,963
	南アフリカランド	73,490,881	-	74,114,844	623,963
	買建	73,141,636		73,762,633	620,997
	南アフリカランド	73,141,636	-	73,762,633	620,997
	合計	-	-	-	2,966

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

（平成28年4月28日現在）

【純資産額計算書】

資産総額	224,341,835円
負債総額	170,783円
純資産総額（ - ）	224,171,052円
発行済口数	192,450,305口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1648円
（1万口当たり純資産額）	（11,648円）

（参考）

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	4,257,385,154円
負債総額	9,541,156円
純資産総額（ - ）	4,247,843,998円
発行済口数	4,152,572,916口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0229円
（1万口当たり純資産額）	（10,229円）

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	1,091,066,436円
負債総額	12,434,716円
純資産総額（ - ）	1,078,631,720円
発行済口数	582,945,438口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8503円
（1万口当たり純資産額）	（18,503円）

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	17,376,753,352円
負債総額	549,478,794円
純資産総額（ - ）	16,827,274,558円
発行済口数	11,925,290,800口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4111円
（1万口当たり純資産額）	（14,111円）

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	7,932,395,715円
負債総額	67,458,704円
純資産総額（ - ）	7,864,937,011円
発行済口数	4,454,246,886口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7657円
（1万口当たり純資産額）	（17,657円）

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	27,426,589,141円
負債総額	52,456,067円
純資産総額（ - ）	27,374,133,074円
発行済口数	12,623,284,260口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1685円
（1万口当たり純資産額）	（21,685円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成28年4月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	146 本	1,009,851,488,024 円
単位型株式投資信託	4 本	8,578,685,685 円
合 計	150 本	1,018,430,173,709 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,891,362	8,954,092
前払費用	88,667	113,438
未収入金	1,188	-
未収委託者報酬	872,124	756,595
未収運用受託報酬	136,002	130,048
未収投資助言報酬	224,622	221,366
その他	516	176
流動資産合計	10,214,483	10,175,717
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 78,235	¹ 76,958
器具備品	¹ 86,756	¹ 80,915
有形固定資産合計	164,992	157,874
無形固定資産		
ソフトウェア	45,875	40,629
電話加入権	6,662	6,662
その他	174	90
無形固定資産合計	52,711	47,383
投資その他の資産		
投資有価証券	386	1,334
長期差入保証金	96,907	106,597
長期前払費用	799	1,596
前払年金費用	11,517	13,563
投資その他の資産合計	109,610	123,093
固定資産合計	327,314	328,350
資産合計	10,541,798	10,504,067

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	41,277	13,239
未払金	588,289	476,548
未払収益分配金	118	120
未払償還金	7,315	7,137
未払手数料	351,231	269,575
その他未払金	229,623	199,713
未払費用	19,574	25,383
未払法人税等	70,786	178,703
未払消費税等	150,196	60,179
賞与引当金	60,075	96,974
流動負債合計	930,198	851,028
固定負債		
繰延税金負債	11,290	10,751
資産除去債務	28,100	28,469
固定負債合計	39,390	39,221
負債合計	969,589	890,249
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,882,406	1,924,067
利益剰余金合計	5,057,448	5,099,109
株主資本合計	9,572,231	9,613,892
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	74
評価・換算差額等合計	23	74
純資産合計	9,572,208	9,613,818
負債・純資産合計	10,541,798	10,504,067

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)	(自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		5,175,093		5,069,760
受入手数料		9,348		7,113
運用受託報酬		1,456,016		1,568,398
投資助言報酬		412,351		424,417
営業収益合計		7,052,810		7,069,689
営業費用				
支払手数料		2,397,134		2,175,264
広告宣伝費		22,821		34,668
公告費		288		129
調査費		1,248,205		1,202,427
調査費		366,281		475,403
委託調査費		881,923		727,023
委託計算費		311,665		320,967
営業雑経費		93,202		102,440
通信費		14,531		14,199
印刷費		68,243		77,321
協会費		7,253		7,844
諸会費		3,164		3,022
営業雑費		9		52
営業費用合計		4,073,318		3,835,897
一般管理費				
給料		1,175,647		1,300,274
役員報酬		53,295		54,210
給料・手当		992,115		1,014,214
賞与		130,236		231,849
その他報酬		1,117		6,583
賞与引当金繰入		60,075		96,974
法定福利費		174,211		200,082
福利厚生費		30,225		40,843
交際費		611		1,371
寄付金		200		200
旅費交通費		30,564		35,542
租税公課		25,456		35,014
不動産賃借料		110,515		113,302
退職給付費用		7,316		68,167
固定資産減価償却費		50,850		55,021
諸経費		168,133		179,502
一般管理費合計		1,834,926		2,132,880
営業利益		1,144,566		1,100,911

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成26年4月1日	（自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日）	至	平成28年3月31日）
営業外収益				
受取利息		2,360		2,098
受取配当金		11		-
投資有価証券売却益		1		0
償還金等時効完成分		34		207
保険契約返戻金・配当金		¹ 1,130		¹ 1,109
為替差益		363		572
雑益		575		498
営業外収益合計		4,477		4,486
営業外費用				
雑損		254		132
営業外費用合計		254		132
経常利益		1,148,789		1,105,266
特別利益		-		-
特別損失				
固定資産除却損		² 2,277		² 233
特別損失合計		2,277		233
税引前当期純利益		1,146,512		1,105,033
法人税、住民税及び事業税		82,312		200,775
法人税等調整額		11,290		538
法人税等合計		93,602		200,236
当期純利益		1,052,910		904,796

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746
当期変動額					
剰余金の配当			308,424	308,424	308,424
当期純利益			1,052,910	1,052,910	1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	744,485	744,485	744,485
当期末残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	8,827,746
当期変動額			
剰余金の配当			308,447
当期純利益			1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	744,461
当期末残高	23	23	9,572,208

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				

当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231
当期変動額					
剰余金の配当			863,135	863,135	863,135
当期純利益			904,796	904,796	904,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	41,661	41,661	41,661
当期末残高	83,040	3,092,001	1,924,067	5,099,109	9,613,892

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23	23	9,572,208
当期変動額			
剰余金の配当			863,135
当期純利益			904,796
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	51	51	51
当期変動額合計	51	51	41,609
当期末残高	74	74	9,613,818

[注記事項]

（重要な会計方針）

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	13,680千円	20,399千円
器具備品	229,540千円	250,057千円

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,130千円	1,109千円

2 前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

固定資産除却損の内容は、ソフトウェア1,736千円、器具備品540千円であります。

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

固定資産除却損の内容は、器具備品233千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	861,492,731円	45,613円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,891,362	8,891,362	-
(2) 未収委託者報酬	872,124	872,124	-
(3) 未収運用受託報酬	136,002	136,002	-
(4) 未収投資助言報酬	224,622	224,622	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	386	386	-
(6) 長期差入保証金	96,907	90,238	6,668
資産計	10,221,404	10,214,735	6,668
(1) 未払手数料	351,231	351,231	-
(2) その他未払金	229,623	229,623	-
負債計	580,855	580,855	-

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,954,092	8,954,092	-
(2) 未収委託者報酬	756,595	756,595	-
(3) 未収運用受託報酬	130,048	130,048	-
(4) 未収投資助言報酬	221,366	221,366	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	1,334	1,334	-
(6) 長期差入保証金	106,597	106,320	277
資産計	10,170,034	10,169,757	277
(1) 未払手数料	269,575	269,575	-
(2) その他未払金	199,713	199,713	-
負債計	469,289	469,289	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,890,928	-	-	-
未収委託者報酬	872,124	-	-	-
未収運用受託報酬	136,002	-	-	-
未収投資助言報酬	224,622	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	386	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	10,123,677	386	-	96,907

当事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,953,925	-	-	-
未収委託者報酬	756,595	-	-	-
未収運用受託報酬	130,048	-	-	-
未収投資助言報酬	221,366	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	334	-	-	-
長期差入保証金	-	-	-	106,597
合計	10,062,270	-	-	106,597

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	100	100	0
小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	286	309	23
小計	286	309	23

合計	386	409	23
----	-----	-----	----

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,100	1,100	0
小計	1,100	1,100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	234	309	74
小計	234	309	74
合計	1,334	1,409	74

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	101,920	1,920	-

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	100,120	120	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	47,801	千円
退職給付費用	7,316	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	66,636	"
前払年金費用の期末残高	11,517	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	490,985	千円
年金資産	502,776	"
	11,790	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	"
前払年金費用	11,517	"

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	＼
(3) 退職給付費用		
簡便法で計算した退職給付費用	7,316	千円

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	11,517	千円
退職給付費用	68,167	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	70,213	"
前払年金費用の期末残高	13,563	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	525,902	千円
年金資産	539,738	"
	13,836	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,563	"
前払年金費用	13,563	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,563	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	68,167	千円
----------------	--------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	176,300	千円	-	千円
税務上の繰延資産償却超過額	15,376	"	2,764	"
賞与引当金繰入限度超過額	19,884	"	29,926	"
未払事業税	5,284	"	13,850	"
その他	18,069	"	18,825	"
繰延税金資産小計	234,915	"	65,366	"
評価性引当額	234,915	"	65,366	"
繰延税金資産合計	-	"	-	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	"	-	"
資産除去費用	7,565	"	6,598	"
前払年金費用	3,724	"	4,153	"
繰延税金負債合計	11,290	"	10,751	"
繰延税金負債の純額	11,290	"	10,751	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	35.64	%	33.06%	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01	"	0.03	"
評価性引当額の増減	27.58	"	15.11	"
住民税均等割	0.20	"	0.21	"
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	0.10	"	0.08	"
その他	0.01	"	0.01	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.16	%	18.12	%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の33.06%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により繰延税金負債は847千円減少し、法人税等調整額は847千円減少しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
期首残高	27,735	千円	28,100	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	364	"	369	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	-	"
期末残高	28,100	千円	28,469	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	5,175,093	9,348	1,456,016	412,351	7,052,810

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	5,069,760	7,113	1,568,398	424,417	7,069,689

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	380,457	未収投資助言報酬	207,235

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	-----------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言 報酬	387,032	未収投資 助言報酬	203,706
-----	----------------------	-------------	---------	-------	----------------------	-------------------------------	------------	---------	--------------	---------

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬については、契約に基づき決定しております。

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり純資産額	506,814円66銭	509,017円74銭
1株当たり当期純利益金額	55,747円86銭	47,905円80銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,572,208	9,613,818
普通株式に係る純資産額（千円）	9,572,208	9,613,818
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
当期純利益（千円）	1,052,910	904,796
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,052,910	904,796
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

（平成28年 3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

（平成28年 3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
信金中央金庫	690,998 ¹	全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余剰資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の保管を図っています。
明治安田生命保険相互会社 ²	730,000 ³	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

1 信金中央金庫の資本金の額は「出資金」の額です。

2 明治安田生命保険相互会社は、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。なお、自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われず。

3 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成28年 3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当ありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2)交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4)交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5)請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9)交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蒲谷 剛史指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバルバランスオープンの平成27年4月1日から平成28年4月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバルバランスオープンの平成28年4月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。